

衆議院 財務金融委員會 會議録 第十八号

平成二十三年五月十一日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 石田 勝之君

理事 泉 健太君 理事 大串 博志君

理事 岸本 周平君 理事 古本伸一郎君

理事 鷲尾英一郎君 理事 後藤田正純君

理事 竹下 亘君 理事 竹内 譲君

網屋 信介君 五十嵐文彦君

磯谷香代子君 今井 雅人君

江端 貴子君 小野塚勝俊君

岡田 康裕君 柿沼 正明君

勝又恒一郎君 川越 孝洋君

木内 孝胤君 小山 展弘君

近藤 和也君 菅川 洋君

玉木雄一郎君 豊田潤多郎君

中塚 一宏君 中林美恵子君

松原 仁君 三村 和也君

柳田 和己君 吉田 泉君

和田 隆志君 竹本 直一君

徳田 毅君 野田 毅君

茂木 敏充君 山口 俊一君

山本 幸三君 齊藤 鉄夫君

佐々木憲昭君

参議院議員 佐藤ゆかり君

参議院議員 西田 昌司君

財務大臣 野田 佳彦君

(金融担当) 自見庄三郎君

内閣府副大臣 平野 達男君

財務副大臣 五十嵐文彦君

経済産業副大臣 松下 忠洋君

内閣府大臣政務官 和田 隆志君

財務大臣政務官 吉田 泉君

政府参考人
(内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室審議官)
加藤 善一君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官)
新原 浩朗君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官)
長尾 正彦君

政府参考人
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)
伊藤 哲夫君

財務金融委員会専門員 北村 治則君

委員の異動
五月十一日
補欠選任
柿沼 正明君 磯谷香代子君
勝又恒一郎君 今井 雅人君
中林美恵子君 川越 孝洋君

同日
補欠選任
磯谷香代子君 柿沼 正明君
今井 雅人君 勝又恒一郎君
川越 孝洋君 中林美恵子君

五月十日
資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案内閣提出
第四四号(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出
第四四号(参議院送付))

財政及び金融に関する件

○石田委員長 これより会議を開きます。
財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。
両件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室審議官加藤善一君、経済産業省大臣官房審議官新原浩朗君、大臣官房審議官長尾正彦君、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長伊藤哲夫君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小野塚勝俊君。

○小野塚委員 民主党の小野塚勝俊でございます。先月に続きまして本日もまた質問の機会を賜りまして、委員長、理事、また委員の皆様、本当にありがとうございます。

本日は震災発生から二カ月です。戦後最大の国難と言われる今、この時代に国会にお送りいただいている者の一人といたしまして、未来に恥じるような政治を行わなければならないと、改めてこの場で誓いたいと思います。

前回質問させていただいたときにも申し上げましたが、私自身、国会審議は、本会議や党首討論のときなどを除きまして、基本的に副大臣以下で行うべきだと考えています。大臣、ましてや内閣総理大臣におかれましては、国会審議以外に

も、さまざまな日常業務も含め、国家のリーダーとして職務に専念いただきたいと思っております。特に、今は大震災のただ中、戦後最大の国難のときでございます。その趣旨からも、本日、御答弁いただきますのは副大臣以下で賜ればと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

日本全国で今、皆さんが力を合わせて頑張っているという機運が高まっています。今、それを後押ししていく財政、税制、金融の政策を行っていくことが重要だと思っております。本日は、松下経産副大臣に当委員会にお越しいただいておりますので、まず初めに、財政に関するについて、松下副大臣にお聞きしたいと思っております。

今月六日に菅総理は、静岡の御前崎にあります中部電力浜岡原子力発電所のすべての原子炉の運転停止を中部電力に要請し、中部電力もその要請を受け入れることを決定されました。

運転中の三基のうち二つは福島原発と同じ沸騰型で、海岸沿いの低地に立っている上、東海地震の予想震源域の真上にある、そういう状況です。浜岡原発で事故が起こり、最悪のシナリオを考えますと、放射能雲が首都圏に流れ、一千万人以上の人が避難しなければならなくなり、日本は首都を喪失、そして、在日米軍の横田、横須賀、厚木、座間などの基地も失って、国際的に大きな軍事的不均衡が生まれるとも言われておりました。

このたびの決定にはさまざまな御意見があると思いますが、私といたしましては評価したいと思っております。全面停止によるマイナスは確かにあります。しかし、大事故が起こった場合に想定される大惨事を考えれば、マイナスは他の方法により対処するべきです。

また、昨日総理は、エネルギーの基本政策を白紙で議論ということもおっしゃっています。仮に原子力政策を転換すると考えた場合、自治体の財

政問題がネックとなつて、安全性ではない理由で政策判断ができなくなつてしまつたら、これは問題だと思ひます。そのことが起こつてはならないため、大惨事が起こつた場合、地元住民のみならず日本全体に取り返しのつかないこととなつてしまひます。

現在、原発立地を受け入れている自治体は、原発三法交付金、いわゆる原発交付金が交付されていまふ。この交付金がなくなつてしまふことによる、その自治体は、財政面で現状やつていけないという状況に陥るのが実態だと思ひます。この原発交付金の扱いにつきまして、原発を立地している自治体への配慮が必要だと思ひますが、その点につきまして、松下副大臣、お願いいたします。

○松下副大臣 委員御指摘のとおり、浜岡原子力を停止いたしました。

電源立地地域の対策交付金についてでございますけれども、これは、交付規則の上で、二年前の発電電力量を算定基礎としております。そういうことから、平成二十三年、二十四年度の交付限度額に影響を及ぼすことはないというふうに考えております。

また、平成二十五年度以降につきましても、災害その他の理由によりまして施設の安全性を確保するための運転停止であるために、停止期間中も稼働していたものとみなす、みなし規定が適用されるために、減額されることはないというふうに考えております。

以上でございます。

○小野塚委員 既に御前崎市については、昨日、海江田経産大臣が石原市長と会談されて、その旨をお伝えしたというふうに伺つておりますが、今後、仮に同様のことが他の原発に対しても行われる場合、自治体の財政面、交付金について心配がないということ、この委員会においても改めて明らかにしておきたいと思ひます。安全に対する負担というのは財政でちゃんと面倒を見る、見合うということ、改めて私たちは認識し、今後のことを政策として考えていくべきだと思ひます。

松下副大臣、どうもありがとうございます。続きまして、金融、財政という部分について伺いたいと思ひます。

今回の大震災の復興に関しては、相当な金額が復興に際して必要だと思ひます。それにつきまして東日本大震災の復興構想会議で検討をされているかと思ひますが、よく最近言われておりますが、かつて後藤新平が復興院総裁としてされたときに、関東大震災の折には、復興費用として一番初めに後藤新平が言ったのが、当時のお金で三十億円、またその後、十億円足して四十億円という言い方をされました。

当時、国家予算が十二・七億円でしたから、その時代の規模でいうと、三十億でいえば二百兆円強ですし、四十億だと二百九十兆円近くに匹敵する、まあ単純計算ですけれども、そうなる。大ぶろしきと言われている後藤新平ですからそれだけの金額になつたんでしょうけれども、当時もやはり官僚政治や政党政治の両面から制限を受けて、政府原案は五億七千五百万円まで減額され、当時、帝国議会に承認された予算は四億七千万円。その後も追加的に一億増額されたということですが、それでも六億円ですね。当時の六億円、現在の規模でいえば約四十兆円程度ということになります。また、租税の免除ということも行われたそうです。

当時、さまざまな政策を実施していますが、後藤新平も評価をされる方が多くいますし、私自身も後藤新平を評価している一人なんです。さまざまな施策を実施いたしますと、その後のてんまつをしつかり考えなきゃいけないということがあると思ひます。

関東大震災以降何が起つたかという、震災手形の再割りというのを日銀が行い、不良債権処理問題が深刻化しました。昭和二年には昭和金融恐慌が起つて、日銀による過剰流動性の放置により、金融調節力の著しい減退が当時起り、そして金本位制に一時復活し、昭和恐慌が昭和五年から六年に起り、デフレ経済が深刻化し、金本

位制度から離脱をし、そこで高橋是清が財政を担つて一時経済は回復を見せますが、二・二六事件で是清翁が亡くなると、戦時体制下におけるインフレの高進というのが続き、その後戦争へといき、取り返しのつかないところに突き進んでいったという過去の歴史がございます。

被災される方々に対してやれることは全部やる、それは政治として当然のことです。しかし、財務金融委員である私たちは、さまざまな行おうとしている政策について、どのような影響が出てくるかということについて検証していくことが必要だと思ひます。今回の大震災復興に臨むときの心構えとしてそのように思ひます。

そこで、大きな意味でお聞きしたいんですが、大震災復興に關しての財源に關しては、今どのようになつていらつしやいますでしょうか。

○五十嵐副大臣 ありがとうございます。大変御見識のある発言を最初にいただいたと思ひます。とにかく、未曾有の大震災でございまして、しっかりとした復興構想、復興計画を立てていかなければいけない。そのときに、復興なら何でもいゝというのではなくて、やはり財源、日本の将来の財政のあり方というものをきちんと見なければいけない。おっしゃるとおりだと思つておりまして、一時的な支出でございまして、中期的に財源を確保して、そして当面は、それはつなぐのは国債でつなぐということもあると思ひますが、ちゃんと財源を何で確保するかということが必要だと思ひます。

これについては、税の話が先行してたりいたしますけれども、歳入歳出、全面的に見直すということをお願いしております。復興計画が決まると、復興構想が決まり、創造的な復興ということをお考えになつていかれるだろうと思ひますから、それを考慮に入れながら、その財政の規模、財源の規模を考え、それに合わせてさまざまな手段を講じていきたい、こう考えているところでございます。

○小野塚委員 ありがとうございます。ぜひ、いろいろなことを御検討いただければと思ひます。後藤新平が評価される一つは、大ぶろしきでもあり、いろいろなことをやったということなんだと思ひますが、できれば従来のやり方にとらわれないでぜひ考えていただければと思ひます。

その意味で、本日お配りいたしました資料、「税目別収納額の全国対比累年比較」というものなんです。これは何かと申しますと、国税庁が各国税局ごとの割合というものを示しているんですが、これは仙台国税局です。仙台国税局は東北を管轄しておりますので、その税収がどれほどのものなのかというものを、ちょっと御参考までにお配りさせていただきました。

一番直近のものが平成二十年なんですが、丸をつけたところ、総額でいうと一兆六千七百十七億というのが東北、仙台国税局の税収なんです。全体に占める割合は、平成二十年、全体が四十八兆八千億でございまして、このぐらいの金額であります。

それを各項目別に見ていきますと、所得税は五千三百九十五億、法人税は二千四百四十億という形です。従来、国税というのは、税率は一本でやるわけでございますが、例えば地域によつて税率を変えてみたかどうか、また無税にしてみたりとか、それであつても、例えば仮に法人税を無税にしてみたらどうで二百四十億、所得税であれば五千四百億程度でございまして、半額にしたって、これは一千億、二千七百億とか、そのぐらいの程度でございまして。ある意味、税制の議論からいへば暴論的なものもあるかもしれませんが、未曾有の国難のときでございまして。従来とは違つた発想も必要だと思ひますので、御参考までにつけさせていただきます。

いろいろな議論の中で、まさにその地域の方々、被災された方々、そして先ほど冒頭申し上げましたように、日本全体でみんなで助け合つていこうというときに、その皆さんの力が引き出せるような税制、財政、また金融の方策をしていく

ことが必要だと思っております。
続きまして、第二次補正予算、税制の第二弾に
関して伺いたいんです。

本年度の税制改正法案、まだ成立はしておりま
せんが、これについても取り入れられているとこ
ろでございますが、日本の社会を変えていく、い
わゆるグッド減税というものの、これについて、今
回の大震災を受けて、国民の皆様におかれて
は、よりその思いが強まっているように思いま
す。自家発電、エコ住宅、太陽光発電、LEDな
ど、個人も企業もさまざまなものを自主的に導入
されています。個人や企業がよりよい方向にまた
進めていくために、そういう制度を後押しするよ
うなことをぜひ税制や財政の部分でやっていただ
ければと思います。

この二次補正、また税制の第二弾について、今
どのような御検討があるか、お聞かせいただけれ
ばと思います。

○五十嵐副大臣 第二弾の税制、震災特別税制と
いうものを考えようということになっておりま
す。

その一つは、第一弾で先日成立をさせていた
きましたもので、こぼれたものがある。例え
ば二輪車の自動車重量税の免税、還付等について
は、一次では入っておりませんでした。二次では
考えたいというところがございまして、ある
いは、被災者が住宅の再取得をした場合の住宅
ローン控除をどうするか、特例を設ける必要があ
るだろうと。あるいは、大事なものは事業承継税
制、これについても大震災により事業承継が困難
となるケースなどが考えられますが、そのときの
納税猶予の継続等、検討をしなければいけ
ないと思います。

今後、各省庁とも震災対策を一生懸命やって
られますので、こういう新しい御要望があるかを
十分に承った上で作成をしていきたい、検討して
いきたいと思っておりますし、今お話のありまし
たグッド減税についても、既に提出済みの税法、
二十三年度改正案についてもかなり取り入れさせ

ていただいておりますけれども、それについて
も、さらに何かつけ加えるものがあるかどうかと
いうことを検討していきたいと思っております。

○小野塚委員 ありがとうございます。
最後に、金融面から、二重ローンのことにつ
いて伺いたいと思います。

本日の新聞にも掲載されていましたが、被災地
の地銀や第二地銀の業績予想というのは大変厳し
いものになっております。貸倒引当金を大幅に増額
したということがその影響なんですけれども、地
銀、第二地銀のほかにも、信金や信組などもござ
います。

被災された金融機関が大変厳しい中で、現在、
金融機能強化法の改正というのでも検討されてい
ると思うんですが、その中で、今後二重ローンのこ
となどについて、まあ、その法案以外のところで
もやっていこうかなと思っておりますが、今後の二重
ローンのことについて、金融庁さんとしてのよう
な御検討をされているか。今やっていること、
また今後どうやっていこうとされているか等につ
いて伺いたいと思います。

○和田大臣政務官 この国会審議の場でも、る
るいろいろ御質疑をいただいているところでござい
ます。

今御指摘の二重ローン問題について、私どもも
本当にこれは深刻な問題だと受けとめましたもの
ですから、ゴールデンウィークの期間にも被災地
に入らせていただきまして、被災企業の方々、そ
こに貸し出しを行っていらつしやる金融機関の
方々、そういった方々とちょっと意見交換させて
いただきました。

御指摘のように、確かに二重ローンを抱えそ
うになりそうなお方々はたくさんいらっしゃいます。
しかし実は、現地を回ってみまして初めてわかっ
てまいりましたが、現在、その検討に入れている
方が非常に少ないという実情にございます。
なぜかといえどということなんです、まず、
これは本当に全庁連携しながら考えていかなけ
ればいけないところですが、今回、津波によって

被災された地域にあった、まず事業者の方です
ね、事業者の方がもう一度立ち直りをかけて、建
屋を建て、事業を再開しようとしたときに、その
地域に立地することが現段階ではできないという
ことのごようございまして。それは、被災された
ということ、もう一度同じ災害が起きたときには
同じ被災を受けてしまう、危険地域になりそうだ
ということもありまして、次の事業再開に意思を
決定できないという環境のごようございまして。そ
のため、貸している金融機関に聞きまして、そ
して事業を行っていた企業につきましても、次に
もう一度やるんだということを決意できないとい
うような状況でございます。

さりとて、これが解決すれば、必ず、過去の借
金部分と、これから事業再開に向けて必要な資金
部分が必要になってくる。そういった意味で二重
ローンは発生するわけでございますので、そう
したときのために、早目に金融機関の方々には、
危ないという金融機関ではなくて、健全な金融機
関でも、金融機能強化法を改正しまして、非常に
使い勝手のよいものにしていこうと思っております
が、その自己資本部分を厚目に積んでいただ
けながら、しっかりと、いろいろな債務者、債務企
業に対して対応していただきたいというふうにと
考えています。

それから、もう一つ付言すれば、個人の債務者
につきましましては、住宅ローンを抱えていらつ
しやうて、家が流され、そしてもう一度住宅を再
建したいという方が多いはずなのでございませ
うが、この方々につきましても同じような事情があ
りまして、今、もと住んでいた地域に同じ家を建
てたいと思っても建てられない状況でございま
す。この部分をクリアする必要がある。

しかし、個人の住宅ローンの場合、聞いてきま
したら、どうも民間金融機関での住宅ローンを組
んでいらつしやる方々は、団体信用生命保険とい
うふうな名前をつけてあるんですが、そうしたも
のが付保してありまして、それ以降、残債が残っ
ていた部分を保険によって賄ってもらえるよう

でございます。昔の住宅金融公庫の部分につきま
してもそういったものがございます、全面的に
はないようでございますが、かなりの部分、そ
ういった付保によって救われる部分があるかな
と思っております。

しかし、最後に幾ばくかは必ず二重ローンに
なる方々は残っておりますので、今、本当に申し
上げられるところがなくて非常に恐縮なのでござ
います、鋭意各省庁と協議しながら検討中ござ
います。

以上です。

○小野塚委員 ありがとうございます。

今御説明いただきましたものを、ぜひ、まさに
被災に遭われた方々、まさに二重ローンで苦し
まれている方々によく御説明を、金融機関さ
ん、また金融庁さんからもやっていただきたい
と思います。こういう制度があったにもかかわ
らず、知らなかったとか、そういうことがあつ
て後々苦しまれるということがないよう、その周
知は徹底をいただきたいと思ひますし、ぜひ被災
された方々の立場に立った政策を引き続きとつ
ていただければと思います。

最後になりますけれども、国が責任を持ってこ
の困難に臨んで、財政、税制、金融の政策に全力
を挙げていくというのは当然のことなんです、
私たち、本当に自発的に、今日日本が、みんな頑
張っていこうという意識が高まっている中でござ
います。その日本人の底力を強く後押しするよう
な政策をぜひとも政府としてもつくっていただ
き、まずことをお願い申し上げまして、質問を終わ
らせていただきます。

ありがとうございます。

○石田委員長 次に、後藤田正純君。

○後藤田委員 ありがとうございます。
まず冒頭、質疑に入る前に、総理大臣が、昨日
ですか、政府の責任ということで、総理としての
給与部分ですか、国会議員に加えた、これを返上
するとおっしゃって、僕はあれっと思つたん
ですけども。

我々国会議員として、本当になかなか可処分所得の低い我々、大変な拠出をしたわけで、総理としてお出しになる、これは結構なことなんです。が、国民が求めているのはそういうことじゃなくて、やはり総理の決断力とかそして判断力とか、そういったものだと思います。

しかし、総理がああいうことをおっしゃってしまつた限りは、政府として責任があるとおっしゃつた。ということになると、政府全体、閣内としてどうされるか。野田大臣、自見大臣。

僕は、批判して下さつて結構だと思うんですが、やるべきことをやっていると、僕は、よほど政治家として国民は期待すると思います。

原子力政策も白紙に戻すと言うけれども、こういう発言がまた、菅さん、だめなんです。白紙ということ、何も書いていないということなんです。あり得ないですよ。今現在、白紙にするというこの言葉遣いも、全くなつていないですよ。現に白紙ばかりにしたから、今回、災害が起きたときの中央防災会議の今までの過去の経験を生かせなかつたとか、これをまだあの人はわかつていないのかというふうに思わざるを得ません。

それは別としても、両大臣に、大臣としての付加部分の給与に対してどうされるか、御意見を願ひします。

○野田国務大臣 内閣としては、国会議員の皆さんが歳費を月五十万円カットすることによって同様の措置をとつておりまして、内閣全体はそういう方針でございます。

きのうの総理の御発言は、まさに一人の政治家として、もろもろの対策もこれから講じていきますけれども、一つの政治判断で、御自身の分をさらに返納するという意思表示をされたんだらうというふうに思います。(後藤田委員)御自分は「うなんですか」と呼ぶ)

私は今、内閣の一員ですから、内閣全体の中の現状の、これ以上、特段議論をしていては

はないので、総理は総理で御判断されましたけれども、内閣全体は、月五十万円のカットという方針のもとで現状は動いています。(後藤田委員)内閣じゃなくて、それは国会議員の実態でしょう」と呼ぶ)

国会もそうですけれども、内閣も三割カットになつています。(後藤田委員)それに加えて、大臣と呼ぶ)

三割カット、今現状でございます。

○自見国務大臣 総理の発言も、私はきのう初めて聞かせていただいたわけでございますけれども、

私ごとになって大変恐縮でございますが、私、たしか二十年ほど前、中尾栄一通産大臣のもとで通産政務次官をやらせていただきました。

当時は国の大きな方針として原子力発電を、やはり資源のない国ですから、電力会社と一緒になつて奨励してきたのは、私は事実だと思ひます。

ですから、私はやはり政治家として、国の原子力発電所を奨励したとは申しませんが、あいつういったことを、法律は当然ありますし、あいつうチェックが非常に大事でございます。当時は科学技術庁に原子力安全局それから原子力局というのがございましたが、そういうようなチェック機能もきちつと当時はございまして、そんなことを含めて、やはり長い間、政府というのは継続したものでありますから、国の責任があるだろうというふうに私は政治家として思つておりまして、そういった中で、内閣総理大臣の御判断でこういう御判断をされたということでございます。

今、野田財務大臣も言われましたように、我々も一律、月に五十万円、それは皆様方と一緒にございまして、当然でございますが、半年だったと思ひますけれども減額されております。

また、内閣としてどうするかという話でございますが、それはいづれまた、総理がそういう話をされたので、いろいろ内閣あるいは閣僚間で話が出るかと思ひますけれども、我々も、きちつと

一人一人の政治家の見識を持つて、こういった未曾有の天災あるいは事案に対処していきたい。人間の覚悟というのにも必要でございますから、そのことをしっかりとやっていきたいというふうに思つております。

○後藤田委員 この質問はこれで終わりにします。が、政治家としてというのは我々は共通してやつたんですよ。あれは政府としてということなので、お二人に、政府にいる、閣内にいるという自覚がまだないのかなと、今のお二人の話を聞いていて僕はそう思つたし、閣内も不一致かなという気がしています。

菅さんのやつていることは私は正しいと思つていませんよ、はつきり言つて、国民はもつと違うことを期待していますから。やはり、さすが市民政治家ですよ。そのレベルです、はつきり言つて。

皆さんも、政治家としてはみんなもうやつたんです。政府としてということで総理が言つたから、皆さんは政府としてどうするかと言つたので、もうこれ以上聞きません。

きょうは、お忙しい中、経産副大臣に来ていただいて、済みません。まず最初に御質問をして、御退席いただきたいと思ひます。

この委員会でもたびたび私からお話しさせていただいていますが、今、東京電力の決算の問題ですね。東京電力がどうなるか。加えて、今度中部電力がどうなるかとか、ほかの電力会社が今後どういうふうな経営できるか、今、大変な金融不安をおおつています。

私は常々申し上げていますが、財務金融委員会及び政府の役割というのは、特に財務金融は、やはり金融の安定性と安心というのを常に確保するというのが我々の仕事なんだと思ふんですね。そういう中で、経産副大臣に、いろいろ海江田大臣が、きょうもたしか御党の方でもいろいろ協議がおありになったかと思ひます。政治家、政治の仕事というのは、大胆に迅速に発信することが仕事ですから、そういう意味で、ぜひ副大臣に、今回

のいわゆる東京電力の経営不安による金融危機は絶対起こらないということをまず言い切つていただきたいんです。

東京電力の決算は、たしか十八日でしたか、これは可能なんですか。決算ができないということでは上場廃止ですから、その状況はどうなつてくるのかも含めて、東京電力の決算はできる、そして東京電力が金融危機はないということをこの委員会でも断言していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○松下副大臣 お答えいたします。

まさに東京電力、今回の福島原発の当事者として、三月十一日の震災以来、大変な努力をされていることは重々承知しておりますし、きのうも経済産業大臣に対して、我々もリストラを、合理化を精いつばいやるし、資産の売却もする、そういうこともしつかり内部改革をすることによつて、早期に必要な賠償について実現していくという決意の表明がございました。同時に、それを遂行する中で、国の支援もお願ひしたいということもございました。

これは、これから長く続くであろう、しかも多額になるであろう賠償のいろいろな資金について、あらゆるところからの資金の調達も必要でありましようし、そういうスキームをつくつていくことも大事だということも我々は共通に認識しております。

その中で、今回、平成二十二年度の決算の、今まさに中の整理をしているんだと思ひますけれども、私たちは、この会社が民間企業者として十分なる電力を供給することをこれからも継続していく、そういうことをしつかりと我々も担保して支えていく。その中で、収益から返していくということをつくり上げていくことがやはり大事だ。そういう意味では、今回の決算も、そういうことに揺るぎがあつてはならないというふうに我々は考えていますし、そのスキームをつくつていくこと自体がやはり責任を果たすことだ、そう考えております。

○後藤田委員　ありがとうございます、大変誠実な御答弁です。

そのスキームでございますけれども、これはもう税負担、つまり、国が一時的にお金を出すか、それが結局利用者に負担がいくかのどちらかだと思うんですね。どっちかしかないと思います。つまり、税でいえば、国民全体が守ろう、もしくは電力会社に新たな税を課す、しかしそれは間接的に利用者が払う。いずれにしろ、利用者負担が国民負担か以外にないと思いますよ。それについて、東電が悪いから、けしからぬから、こういう風潮で、そういう負担を拒否するような空気をつくれば、結果、金融危機が生まれ、そして、結果、国民が相当な被害をこうむる。

いわゆる賠償の問題も、福島初め東北地域であります、実際に電力の恩恵を受けているのは東京、関東ですよ。経済界ですよ。ですから、やはり利用者が負担するのは当然だと僕は思いますね。ぜひ、そういう形で思い切ってそれを国民の皆様で説得するように、総理初め経産大臣にはお願いしたいと思っています。

そして同時に、電力会社のコスト構造。これは私もこの委員会で申し上げています。

そもそも公益企業、いわゆる電力も通信も銀行も鉄道も、この人たちは、表向きは民間企業なんだけれども、自由競争の中の民間じゃないんですよ。管理競争の中の民間なんです。この人たちは、コストに利益をオンして、そして利用者に、通信もそうです、携帯の利用料、それで彼らは莫大な利益を上げている。これは、僕はぜひ国会の中で、各委員会でもいいんだけど、公益企業監視委員会なるものをつくって、彼らを監視していないとだめだと思っています。

電力も、これは週刊誌でもいろいろありますが、夜の店の話とか、私も嫌いじゃないから何とも言えませんが、しかし私は自腹で飲んでいますよ。私が聞くところによると、というか、もう事実関係をつかんでいます、まさに当該電力会社の幹部が、下請会社、孫請会社に金を出させて毎

日のように飲んでた。そして、最近その店からボトルが全部なくなつた。廃棄してくれといつて。これもちゃんと私はつかんでいます。別に、くノ一がいるわけじゃありませんけれどもね。現地調査しましたよ、はっきり言つて。でも、電話ですよ。

それで、やはり下請会社、関係会社との随意契約、これは普通、役所が発注すると、だれもがわかるようになっていきますね、今の時代。しかし、NNTもそうですよ、JRもそうですよ。恐らく全部、東電も、各電力会社。中部電力の、ある石炭を運ぶ船会社の社長さんは競走馬を何頭も持っている。何でそんなに持っているんだと。そういういろいろな癒着、しがらみがすごいと思いますよ、この業界は。

これを徹底的に、具体的にどういう機関で、松下副大臣、電力会社を監視するんですか。そのことの前提がなければ、国民負担、利用者負担は絶対あり得ませんから、そこをどこまで、具体的にどういう機関でチェックするかを教えてください。まだ決まっていなければ、いろいろな事実関係をもとに、いろいろ私も協力したいと思っていますから、お願いします。

○松下副大臣　私も、建設省の出身として、建設業界の縦系列のいろいろな構造はよく熟知しておりますし、その中でいろいろなことがあるということも承知しております。その改革と改善にどれだけ取り組み、苦しんできたかということは、我々も、その成果としては、上がってきていることは上がってきています。しかし、こういう世界ではなかなか、その縦構造をきちんとしていくことが、透明性ということが難しいことも事実です。

今回の東京電力のあの原発の処理のことに関連して、だれが一番最先端で苦しい仕事をしているのか、どういう立場でその人たちが今入っているのかということは、今回、私も入ってみて、現地の本部長もいたしたので、その中でよく勉強させてもらいました。

これは、これから我々はしっかりと国民の目線としてまず監視しなきゃいかぬし、国もそこは、正しくきちんと収束させるためにも、本当に先端から、上から下まできちんとした一つの統制のとれた、しかし、最先端で努力している人たちはしっかりと責任感を持ってやってもらえますから、やはりそれに必要な待遇があつてしかるべきだと思いますし、今の形でいいとは決して私も思っていないし、しっかりと監視していかないと、そう考えています。

法律的には、監査法人とかいろいろあるでしょうけれども、まず国民の目線と、収束するためにどうすればいいのかということを我々は真剣に考えなきゃいかぬ、そう思つて取り組んでまいります。

○後藤田委員　独法なんかもそうなんですよ。役所はもう今、衆人の環視のもとに置かれているけれども、独法、特殊法人、ましてや公益企業なんというのは、結局だれも国民がチェックできない。ここにやはり甘えが出たんだと思うんですね。

あとは、やはり民業圧迫もたくさんありますよ。なぜJRが既得権で、その土地の中で自分たちの関連会社がビジネスできるんだとか、JALにしたって、私、飛行機に乗るたびに思いますよ。くだらぬジャルシヨップのあの雑誌、あんなものより、東京カレンダーの、フリーペーパーの雑誌を置いておいた方がよっぽど景気にも経済にも影響がある、プラスになる。

私は、もう数年前から、国会議員が使うVIPルームを使つていないんです。これはおかしいと思つているんですよ、あんなところをね。大臣、副大臣、政府高官はいいと思う、警護の問題もあるし。一般国会議員があそこを使うためにまた何人も職員を雇つて、私もよく見ますよ、若い方々を。私もまだ十年しか国会議員をやっていないんですが、私は、もう政府高官以外は使うべきじゃないと思つている。あんなことをやっていて、よくJALにいろいろな支援をしているな、私はそ

う思います。

ですから、ぜひ副大臣、民業圧迫の観点からも、電力会社の関係、本当はほかの会社がやった方がより低コストになつて、そしてその企業が上場したりしてそこでまた税がふえるとか、いろいろなことが可能なんです、公益企業は。これは絶対、国会議員、ハウスとしてやるべき大変な、今回の電力の問題を通じて痛切に感じていることだと思いますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

もうどうぞ、お忙しいと思いますので。それを受けまして、財務大臣、金融大臣にお伺いします。

先ほども二重ローンの問題がございまして、政務官が、二重ローンというのは二回目の家を購入しないと二重にはならないんだということだったけれども、確かにそうなんだけれども、しかし、被災地に建てる可能性があつても、ほかの土地には建てる可能性があるので、ですから、二重ローンというのは必ず生まれるんです。

事業者と個人とを比べると、個人が一番人生の中で支出が多いのは、住宅ですね。その次に保険料ぐらいですかね。税金かもしれない、全支出の中で。やはり住宅ローンに限って、この場でも申し上げました、今度も金融機能強化法で、預金保険機構の金、まあRCCもけりがついて、チャラになつて、これからは、今、預金保険料は〇・〇八四かな、これが毎年六千億たまるスキームになつていますね。十年たてば六兆円ですよ。これを今新たにお考えになつているところで、そういった対応に使おうと。

私は二つあると思つているのは、金額はまだ我々の部会で聞いても、金融庁も財務省も具体的な被害総額がわからない、銀行も金融機関もわからぬ、こういう状態だということなんです、私はもう、やはり大胆に、その財源をまず確保すれば金融市場も安心するわけですから、〇・〇八四と言わずに、もっと高くするべきだと。もつと言え、イギリスやフランスは、何も有事でないに

もかわらず預金保険料も払っている。そして銀行税も払っているんですよ。私は、日本もすっかりそうすべきだと思う。

きょう、お手元に資料を配付しましたけれども、平たく言えば、銀行は最近税金を払っていない。バブル崩壊後、リーマン・ショック後、公的資金を受けて、そして増資をして、マーケットの値段を下げて、そして返しましたよって、こんなばかな理屈はないんですよ、本当は。

金融庁の若い子が来たから、法人税だけ出せと言ったけれども、出ませんと言う。若いから勘弁してあげたけれども、こんな話もあり得ないんですよ。それを把握していないとしたら、もう大問題ですよ、金融庁。銀行が法人税を幾ら払っているか。法人税だけは抜き出せません、事業税とその他しか、一緒に合算ですなんて、そんな管理をしているんですか、公的資金を払っていないながら、あり得ないんですよ、これは。私も金融庁の政務官をしていたからわかります。そういう若手の指導もしつかり、ぜひしてあげてください。若手を怒るのはもう私は嫌ですから。

それで、銀行は最近、本当にたるんでいる、みずほの問題も含めて。通常、これを見ると、普通のときには約四億円の税金を払っているんですよ、銀行全体で。ですから、今は欠損金がある限り法人税を払わなくていいということになっているから払っていないんだけど、やはりこれは金融機関全体の有事であるし、同時に、債務者をサブプライムローンのようにしない。アメリカは、MBSといつて、中央銀行が約七十兆円のお金を使って一時的に不良債権を抱えたんですよ。こういうことをやる。

あのときは人災だったんですよ、まさに。金もうけしようとした人たちによる人災。今回は天災なんですよ。だから、より踏み込んだことをやらなきゃいけないということは確かであって、私は、銀行に銀行税、つまり資産に対して一定利率を掛ける。

今、金融機関の資産総額がたしか八百二十兆ぐ

らいですかね。それに、例えば〇・〇五とか掛けると四千億円ですよ。被災地の住宅ローンの不良債権化したものの、全壊、半壊壊、たしか十萬棟ぐらいいあるんですけども、これは大体四千億ですよ。これは地方の金融機関が抱えたら大変なことになりますね。これをもうオフバランスして、その金をどうするかというのを銀行全体で考えようということを取るといって、この仕組みを、ぜひ、財務省も、主税局と一緒に考えて考えるべきじゃないんですか。

銀行が大変なときに、公的資金、国民が守ったんですよ。しかも、その銀行はバブルだとかサブプライムといつて、経営者のミスでやったことに国民が血税を払った。そして今、低金利で、国民が本来得るべき金利収入もない中、銀行を助けている。そして、国債という、何にも苦勞せずに金利が入るビジネスで銀行を支えている。しかし、国債の金利というのは大臣、国民の税金ですね。ですから、それをまた還元しろというのは何もおかしいことじゃないと思いますよ。

ぜひ、財務大臣と金融大臣で、預金保険料を上げて、今ある、これから出る毎年六千億円、これを一兆円ぐらいにするか、もしくは新たに銀行税、こういったものをつくる、こういうメッセージを、こういう委員会やいろいろなところで発信するのが政治家の仕事ですよ。多分、御答弁は役人の答弁をされると思います。いかがでございませうか、一応、期待はしていませんが。

それぐらいの大胆さと迅速力と発信力というのが政治家の最も必要な、財務大臣は確かに堅実ですよ、役人からも好かれていて。それは堅実だからですよ。言うことを聞いてくれるからですよ。

しかし、僕は、亀井さんというのは、党は違いますが、私も大好きでしたけれどもね。やはりそれぐらいの大胆さがありましたよ、やれと言つて。モラトリアムも、いいかどうかはまだわからぬけれども。

どうですか、大臣。今のことを受けて、ちよつとは踏み込んだ発言をしてくださいよ。

○野田国務大臣 御期待にこたえられるかどうか、わかりませんけれども。

二重ローンの中で個人にとって一番大きいのは、おっしゃるとおり住宅ローンだと思うんですね。

例えば住宅ローンをどうするか考えたときに、自己資金でマイホームを建ててそれが全壊した方と、住宅ローンを通じて家を建てて全壊した方と、同じ損害だと思うんです。そういうときに、ではどういう形で二重ローン対策をやるのかということ、これは、公平性という観点からこれはよく考えなければいけないと思います。ただやはり、そういう債務者が困窮をしていくということ融入も含めて、しっかりと協議をさせていただきたいというふうに思います。

銀行税については、これは確かにイギリスとかドイツとかフランスとか取り入れていますけれども、金融危機に備えてのいわゆる税になつていますね。だから、その性格とか沿革なんかもちよつと勉強させていただきたいとは思っています。

○後藤田委員 よかったです。ちよつとは前向きな、本当に、ぜひ勉強してください。

次、最後の質問のブロックに入りますけれども、やはり今、復興にしてもそうですし、これから税収が減る、そして、震災対策の減税によつてまた税収が減る。これはやはり、どこから金を取らなきゃいかぬですよ。財務大臣の仕事というのは、金がない、ないとずっと言い続けるのが仕事ですよ。そして、どこからいかに金をつくるかが仕事ですよ。

今、大臣、歴代大臣の中で、本当にフリーでシユートを打てるような状態なんですよ。税と社会保障は与謝野馨に任せている、そして三党合意で検討項目が出た。本当は大臣、結構案なんですよ。本来する仕事、税と社会保障なんというものは、あれは本来、大蔵大臣がやらなきゃいけない仕事ですよ。そうでしょう。そして三党合意にしても、恐らく大臣は、各党派にお任せして検討状

況を見守りながら財務省としても検討してまいりたいなんて、多分、答弁すると思いますよ。そうじゃなくて、やはり、震災対策もそうですけれども、六月に向けた税と社会保障の一体改革、まあ与謝野さんははっきり言つて雇われマダムですよ。党の中でもなかなか理解もされてないでしょう、恐らく。しかし、哲学として、我々世代、大臣より若い我々、きょうの委員も、本当にこれは日本の財政が大変になる。ここでも質問したとおり、もう財政危機は想定外じゃないんですよ、想定内なんです。これで何もしなかったら人災なんです。政治家の仕事なんです。ハウスの責任であり政府の責任なんです。

そういう意味で、私はさつきも銀行税というのを提唱したのは、なかなか消費税を今すぐやれるという環境じゃないのは私も重々承知しています。だとしたら、世界で戦う企業、法人税とかをさわるんじゃないかと、国内である程度もうけている内需型の公益企業から浅く広く税を取る仕組みをもつと考えると言っているんですよ。携帯電話からちよつとずつ料金をもらうとか、今申し上げました、銀行からちよつとずつもらうとか、それで金をつくれと。

私は、役所の若い、これからの人たちとも話をしていますけれども、役人は上から指示がないとみんな言う、政治家は役人から聞いていないと言ふ、これは最悪なんですよ。何も進まないということなんですから。

ぜひ大臣、歳入歳出の一体改革という、さつきも五十嵐副大臣がおっしゃったけれども、これは全面見直しするんですね、さつき御答弁されていましたけれども。

ということは、今年度の補正予算、これからまさに特例公債法をやりますが、あれは法律として、金額は別にして、青天井に赤字国債を出せるという法律ですよ。そういう中で、さつき、歳入歳出の見直しが大前提だとおっしゃった、それはまさにそのとおりです。

では、減額補正はするんですね。減額補正をし

なければありませんね。プラスだけの補正予算なのか。歳入歳出の見直しとさつきおっしゃったんですよ、五十嵐副大臣は。歳出の見直しということは、もう予算は通っていますから、減額の補正をするということですよ。そういう意味でよろしいですね。

○野田国務大臣 五十嵐副大臣がお答えをしたように、歳入と歳出を幅広く見直していった復興の財源をつくっていくということでございますので、歳出の見直しを通じて財源を確保するという部分が、当然それは減額になってまいります。

○後藤田委員 今、非常に大事な発言をされました。減額補正をするということではよろしいですね。もう一度、再度聞きます。

○野田国務大臣 既存の歳出の見直しをする部分は減額という形になってまいります。

○後藤田委員 ありがとうございます。

もう時間でございますので、この辺で終わらせていただきますと思いますが、ぜひとも、大臣、政治家としてこの難局を乗り切っていただきたいと思っておりますので、頑張ってください。

終わります。

○石田委員長 次に、徳田毅君。

○徳田委員 自由民主党の徳田毅です。

きょうは五月の十一日、三月十一日に震災したあの東日本大震災の発災からちょうど二カ月となります。改めて、犠牲となられた多くの方々に心から御冥福をお祈りするとともに、被災をされたすべての方にお見舞いを申し上げたいと思っております。

大臣は、四月の二十三日ですか、福島、宮城の各被災地に御視察に行かれたという話をお聞きしました。

まず最初に、実際に御自身の目で被災地をごらんになられてどういう感想を持たれたか、お伺いしたいと思います。

○野田国務大臣 御指摘のとおり、二十三日に視察をしてまいりました。

最初、福島に入りまして、そして国道六号線を

北上しながら宮城まで入る、その間ずっと瓦れきの山をたくさん見ましたし、被災をされている皆さんの声も聞かせていただきました。映像で見るのと、あるいは人の話を聞くのとは全く違う、本当に未曾有の出来事だったということを体感しました。

その一方で、ちょうど桜が咲いてきている季節でございました。すばらしい桜が各地で咲いていました。この花を見ながら、いつの日にか、福島に生まれてよかった、宮城に生まれてよかった、岩手に生まれてよかった、そう言えるような国を再生しなければいけないという決意を新たにしました。次第でございます。

○徳田委員 ありがとうございます。

私もこの二カ月の間に四度、被災地を視察してまいりました。大臣同様、やはり一刻も早い被災地の復興を目指して私たちは全力を尽くさなければならぬと強く思った次第であります。

しかしながら、今私たちが直面している課題はあの被災地の復興だけではなくて、まず、ただでさえ低迷していた経済、あの中でこの震災が起りました。それをきっかけに経済がさらに落ち込んでいます。または、震災により税収も大幅な減収となる。また、減税も行うことから税収も減るでしょう。その一方で、巨額の復興の予算を捻出しなければならぬ。そうすると、やはり、財政も危機的状況にあった中で、これからさらに国債の暴落、そして財政破綻といったリスクが高まっております。

だからこそ、今私たちは、当然、東北の復興はもちろんでありますが、日本経済の底上げ、経済対策、そしてまた財政再建ということについて、しっかりと取り組んでいかなければならない。その複合的な大きな問題が目の前にある。今ここにすることが、私は、今、戦後最大の国難にあるということを思います。いかがでしょうか。

○野田国務大臣 委員と認識は全く同じでございます。復旧復興に力を尽くさなければならぬ、これは今、最優先の我が国の課題であることは間違いない。

違いございません。

その一方で、委員御指摘のとおり、震災が発災した以前から、我が国の財政状況は大変厳しい状況でございました。成長と財政の健全化を果たしていくということも、これも避けて通れないというのか、先送りのできないテーマだというふうに思っています。

そういう中で、これから第二次の補正予算、その財源をめぐる議論等を、各党、胸襟を開いて行っていくことになると思いますが、問題意識は委員と全く同じでございます。

○徳田委員 ありがとうございます。

その共通する認識を持った上で、まず最初にお伺いしたいのですが、今、私も自民党の国対におります。そうした中で、五月の九日に民主党の安住国対委員長が、今国会の会期延長は考えていないという発言をされております。やはり、今、被災地の状況を考えると、国会を開くというのは許されないんじゃないか。

これから余震の可能性も指摘されております。原発の収束の見通しも立っておりません。これから復興基本法も成立させなければならぬ。また、これから被災地において起り得る問題に対処していくために、復興に係る特別立法も随時成立させていかなければならない。また、これまでも問題があつたように、特例公債法案、これも今国会中には必ず成立させなければならぬ問題だと思っております。そういう状況の中で、今、六月二十二日で国会を開くということが本当に政治として許されるのか。

私は、被災地のあの悲惨な状況を目に焼きつけてきた者として、今すぐ国会を開くということには絶対許されないのではないかとこのことを思います。いかがでしょうか。

○野田国務大臣 委員御指摘のように、まだ議論してそして成案を得なければならぬものがございます。例えばこの財務金融委員会においては、御指摘のあつた特例公債法案。これはまさに、全体の歳出の約四割を占めるという構造でございます。

すので、自衛隊の活動費とか地方交付税を含めて、被災者のためになる予算にも流用できるわけでございますので、これは一日も早く成立できるようにお願いをしていきたいと思っておりますし、税制改革の法案もございまして。

こういう法律がしっかりと会期内に通れるように、私どももきちんと御説明をして、取り組みを強めていきたいというふうに思いますが、国会の会期がいつで閉じるのか、会期末はありますけれども、延ばすのかを含めて、これは私、財務大臣というよりも、まさにそれは総理、あるいは国対、こうしたところの御議論によるものだと思います。

いずれにしても、国会の議論を通じて、復旧については今般成立した予算をきちんと執行することによって対応していきたいと思いますが、可及的速やかに復興の議論を進めていかなければいけないという認識を持っております。

○徳田委員 今、成立を目指さなければならぬものがあるからと。でも、それだけでは不十分で私は思うんです。これから、いつ、どこで、何が起るかもわからない。そうした中で、いつでも国会や政治が、政府がしっかりと対応できる、万全を期するような状況を私たちは整えておくことがやはり重要ではないか。

今、先ほども申し上げましたとおり、戦後最大の国難に私たちは直面しているということを申し上げました。そうした中で、本当に今、国会を開くことが許されるのでしょうか。国会の会期については総理や国対委員長の議論だと言われましたが、しかしながら、財務大臣として、やはり政府の中で重要なポストであり、そして、これから復興復興については重要な役割を果たしていかなければならない立場なのではないでしょうか。

そうした中で、今、大臣としては、今の立場でそうかもしれませんが、やはり与野党を超えて、心ある議員であれば、今閉めるべきではないという声が多いかと思えます。改めて御答弁をお願いします。

○野田国務大臣 私の立場からすれば、延長すべきという形の論に立つのではなく、この会期中でできちつとやらなければいけないことに解答を出していくということが基本だろうと。その上で、必要ならば延長するかどうかは、これは高度な政治判断によると思いますけれども、政府の立場としては、この会期中でお願いをしている法案等がきちつと結論が出るようにするというところに努めるということでございます。

○徳田委員 今、大臣の立場からは国会の会期の話はできないのかもしれませんが、しかしながら、もう一度、視察をされたこと、そしてその中で聞きなされたこと、そういうことから考えて、国民感情として、今、国会を開めるということが許されるのか、国民がどういふ感情を持たれるのか、やはりいま一度お考えいただければありがたいということを思います。

さて、五月二日に第一次補正予算が成立をいたしました。被災地の状況を考えると、今回の第一次補正予算には瓦れきの撤去や仮設住宅の建設、道路や港湾、上下水道の修復、そうしたような緊急性の高い事業を盛り込まれておりますから、やはり被災地の状況をかみがみて私たちも賛成をいたしました。しかしながら、財源の問題やそうした補正予算のあり方についての考え方から、最後まで、賛成すべきかという議論が党内であったのは事実であります。

改めて、これから、第一次補正予算、この補正予算だけではなくて、第二次補正予算、また来年度予算についても復興の事業というのを盛り込んでいかなければならないという中で、やはり私たちは民主党さんのマニフェストの見直しということとを当初から求めてまいりました。震災以降、一度この財務金融委員会で御質問させていただいたとき、大臣からも、震災前と震災後の政策の優先順位は違う、それはしっかりと見直さなければならぬというような答弁はいただきました。

しかしながら、今回の第一次補正予算の財源を見たときに、一部、高速道路や子ども手当の修正

という形で財源が捻出されているということですが、それは抜本的な見直しということには至っていない、小手先のやり方だと言ってもおかしくはないということを思います。今、やはりここからの財源のことを考えると、財政再建のことも考えると、まずは民主党さんが選挙のときに打ち出したこのマニフェスト、政策を抜本的に見直すこと、そのことが求められているのではないかと。

大臣も総理自身もこの見直しをするということに言っておりませんが、今、政府内なのか党内なのかわかりませんが、どこでどういう議論がなされているのか、お伺いしたいと思っております。

○野田国務大臣 委員御指摘のとおり、第一次補正予算の中では、評価は今厳しい御評価をいただきましたけれども、子ども手当のいわゆる上積み部分七千円というところの削減をするという形、そして高速道路の無料化社会実験、これも財源に充てる等の対応をさせていただきました。

その上で、四月二十九日に、御党、公明党そして私どもの民主党、三党の政策責任者によって三党合意が交わされました。そこには、子供に対する手当の制度的なあり方や、高速道路料金割引制度を初めとする歳出の見直し等について、各党で早急に検討を進める、こういう合意文書がございます。これは大変重たいものだということに受けとめておりまして、現在、党においてこういう検討をする段階に入ってきているんだらうというふうに理解をしています。それを踏まえて対応していきたいというふうに思います。

○徳田委員 現在、また第二次補正予算に向けて、三党合意を踏まえてそうした議論が行われているということであると思いますが、しかしながら、震災当初からやはりマニフェストの抜本的な見直しという方針は皆さんも示されていたことであつたと思います。

優先順位、これはどんな仕事についても大事なことでありますが、今回の補正予算の財源を見れば、子ども手当の上積みで見直して二千八十三

億、高速道路社会実験の一時凍結で一十億、そして何よりもこれが問題だと思いますが、年金臨時財源の活用、これが二兆四千八百九十七億、そしてODA関連予算、これは五百一億を捻出している。

政策の中で皆様が訴えてきた、この震災が起ころって、本来多くの方が見直すべきということを主張されている、言われている、そうした子ども手当やいわゆるばらまきという政策よりも、今回の例えは年金臨時財源、この優先順位は低かったのか、そういう受けとめ方になると私は思います。が、いかがでしょうか。

○野田国務大臣 年金財源が優先順位が低かったというわけではございませんが、年金財政の安定性を損なわないという形にするために、税制による抜本改革によって、穴があいた分を埋めていく、そういう措置をとるということを法文上も書いてございますので、優先順位というよりも、そういう対応の中で御理解をいただこうと努力をしたということでございます。

○徳田委員 税制の抜本改革というのは、大変大きな問題、難題ですよ。六月に税と社会保障の一体改革の成果が得られる、それでまた対応したいという答弁もありました。しかしながら、そこでどれだけの増税になるのか、どういふ形の社会保障の新しいあり方が出てくるのか、全くわからない状況の中で、二・五兆円、先に先食いする、これは本来あつてはならないことだと私は思っております。

民主党さんも、これまでに、選挙までに、老後の安心ということ、年金制度については強く訴えてこられたものではありませんか。もし年金積立金を取り崩すということになれば、それは明らかにマニフェスト違反だということ、私は思います。これはだれが考えても、年金財源から流用するというのは筋が悪い。

こうした案をどこでそれが発案されて、そしてどういふ議論を経てこういう結果に至ったのか、教えていただきたいと思っております。

○野田国務大臣 発案は、まず、四兆円規模の財政需要になるだろうと、その歳出の方のある程度のフレームが見えてきた中で、財源をどうするかという議論をさせていただきました。当然私も入っておりますし、最終的には、年金を財源にするということについては、国家戦略担当大臣、そして厚生労働大臣、三人で合意文書を交わして進めさせていただきまして、当然、総理も含め、この点についての御理解をいただきながら進めさせていただいたという経緯でございます。

○徳田委員 このことについては、これからまたしっかりと、これは与党だけの問題ではなくて、将来の安定的な制度というのをつくっていくためには私たちもしっかりと取り組んでいかなければならない問題だと思いますが、今回は、緊急性があつたとしても、余りにも乱暴なやり方だったのではないかと感じることを感じしております。

そしてもう一点、公債特例法案です。こちらについても、これまでの議論では、六月までに成立しなければ予算執行に大きな穴があいてしまうということでありました。もし六月二十二日まで成立しなければどういふ状況になるのか、お教えいただきたいと思っております。

○野田国務大臣 特例公債法案が成立をしない場合、これはもちろん、九十二兆余りの予算の中、全体の四割を占めますので、大変大幅な歳入欠陥が生じます。

直ちにそれが予算執行に影響が出るということではございませんけれども、その成立が長引けば長引くほどさまざまな影響が出ると思っています。これは何としてもこの国会中に各党の御理解をいただきながら成立をさせていただくということとは、今、第一次補正もきちつと執行しなければなりません。当初予算、本予算の中にも相当、災害対策に生かせる予算がいっぱい入っていますので、その意味でも、支障のないように、何としてもこれが成立するように説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○徳田委員 特例公債法案をしっかりと成立させ

なければ重大な影響が出るということですから、これについては会期内で成立をということを申されておりましたが、私たちも、これまで民主党さんが掲げられていたマニフェストを抜本的に見直すということであれば応じるということは申し上げているんです。

そして、今回の三党合意、こちらの中でもやはり、子ども手当や高速道路料金割引制度を初めてする歳出の見直し、こうしたことも重く受けとめていただいているというのを思いますが、こうしたことをいち早く党内でしっかりとおまとめをいただいて、そして、三党合意をした自民党、公明党だけではなくて、与野党全体にしっかりと皆さんの考え方を示していただく、そのことが特例公債法案のいち早い成立につながっていくものだと思います。いかがでしょうか。

○野田国務大臣 委員の御指摘のように、三党合意の中に、「各党で、成立に向け真摯に検討を進める。」と、特例公債法案の扱いが明記されています。その上で、その議論が成り立つためには、御指摘のような私どもの努力、党の努力も必要なんだろうというふうに思います。

基本的には、この三党合意を重く受けとめて、そして、その中で特例公債法案が何としても一日でも早く成立できるように努めていきたいというふうに思います。

○徳田委員 前々から検討されるとか議論をするとかと言われているんですが、全く私たちの方には聞こえてこないんです。

今回の合意についても、「検討を進める。」とか「成立に向け真摯に検討を進める。」とか何だとか、そうした合意ですから、私たちは余り当てにできないのかなと思っているところもあるんですが、しかしながら、政権与党ですから、やはりしっかりと党内で議論をしていただくことが必要だということだと思いますが、それが、残念なことに、本当に全く伝わってこない。それで私たちも全く見通しが立たないということになっておりますので、ぜひそうしたことを大臣からも党内に対して

しっかりと呼びかけをしていただきたいということをおっしゃっています。

さて、冒頭に、今私たちが取り組まなければならないことは震災の復興であり、そして経済対策であり、そして財政再建である。もつと言えれば、財政再建、財政の危機状況に大きな影響を及ぼすのは社会保障の問題でありますから、これについてもこれから短期間の間にしっかりと見直しを示さなければならぬ。原発の問題もあります。福島についても、これは、ほかの被災地に比べて原発がある分、また深刻な状況になっている。大規模な移転ということもあるかもしれない。そうしたことの大変難しい問題。

こうしたことを同時に行っていく、その難しいかじ取りが迫られているわけですが、こうしたことがこれからの復興構想会議または税と社会保障の中で皆様の方針が出てくるものなんだということを思っております。

しかしながら、今申し上げた課題の中で、どうしても経済対策といった部分が私には見えてこないんです。先ほども申し上げましたとおり、震災で東北は壊滅的な打撃を受けている。実は、私は地元は鹿児島ですが、九州の方でも、東北から一つの部品が届かないということや製造ができない、商品を出荷できない、そういうことで経済的な影響も出始めている。

震災前にもやはり経済対策は大切だ、重要だということや議論がなされておりましたが、震災後の新しい成長戦略というものをしっかりと示さなければならぬと思いますが、いかがでしょうか。

○野田国務大臣 もともとは、昨年の六月、財政運営戦略とともに新成長戦略というのを閣議決定して、成長と財政再建を両立させていくというのがこの菅政権の大命題でございました。

確かに、震災があつていろいろな状況が変わりました。例えば観光、いろいろな影響が出てきています。等々を踏まえて、その新成長戦略の中で何をさらに推し進めていくのか、あるいは何はも

うちよつと立ちどまって考えた方がいいのかというような指針をほどなくつくろうという、今、最終的な議論を、詰めていっているところでございます。

委員御指摘のとおり、例えば部品が影響している、サプライチェーンの問題を含めて、こういうものを短期的に克服していくことが、どういふところに投資をしていくのかということや、きちっと整合的にやっていくことが大事であつて、日本経済全体が成長することは復興復興にもプラスになるはずでございますので、そういう全体像をしっかりと把握しながらやっていきたいというふうに思います。

○徳田委員 ありがとうございます。

そこでです。先日の復興構想会議第一回の場合で、いきなり増税というのが出てきました。確かに、今の財政再建のことを考えれば、むやみに国債を発行すべきではないということを思います。が、今の経済状況を見れば、むやみにまた増税ということも打ち出すべきではないんだということも思います。

やはり増税によって、これが法人税の増税なのか、所得税なのか、消費税なのかわかりませんが、例えば消費税であれば、消費の減退ということとは避けられないということを思いますし、また経済に対する影響も大きいものだ。被災をしていない地域についても、日本全体の経済をさらに悪化させる要因にもなるのではないかと。ここなぜ増税という議論が先に出てくるのか。

私は、まず、復興構想会議が六月に第一回の提言を出してくる、青写真を出してくるのかもしれないが、そこでやはり議論にたえられる復興計画というものをまずは出していく。そして将来像を出していく。その内容をしっかりと実行するためにどれぐらいの所要額が必要なのか、そうしたことがあつて、やはりどれぐらいの増税をするのかということが大事な順序だと私は思うんです。

しかしながら、いいかげんな数字を出してき

て、二十兆ぐらいだろうとか、三十兆はかかるだろうとか、それぐらいの数字で、では今度は、増税します、増税しますということが、毎日、新聞紙面に躍る。これでは社会全体に対して、特に被災地に対しても、やはり多くの人たちが余りいい思いをしないのではないかと、私には思います。いかがでしょうか。

○野田国務大臣 この衆議院の財務金融委員会でも何回も私は申し上げてまいりましたけれども、財源ありきではなくて、必要なのは、復興にどういふことが必要なのかという青写真、必要な対策はどういふものかという積み上げをした中で、ではそれを実現するためにどういふ財源が必要なのかという議論を、これは歳入だけではなくて歳出も含めて議論をしていくというのが大事なプロセスでございますので、そこは間違つてはいけないうふうに思います。

○徳田委員 そのとおりだと私も思います。だからこそ今改めて、増税するならば、そのあり方であるとか、またその時期であるとかというものをしっかりと、また、これは震災の復興状況であつたり経済の状況であつたりというものをききわたした上で、慎重に出さなければならぬものだというふうに思っております。

そこで、もう一点です。

これは、済みません、産経新聞ですか、四月一日の記事であります。野田大臣が、平成二十三年度の予算のうち公共事業費と施設費の五%の執行を留保することを要請されたということがあります。

実は、公共事業というのはこれまでに大幅に削減されてきた。一八%、五%の削減をされている。さらに五%ですよ。そうすると、やはり地域経済には大変大きな問題が生じるのではないかと。被災地だけではなく、西日本のことも、もつと言え、もつと弱い地域のことも考えて、こうした指示をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○野田国務大臣 これはあくまで留保でございます

すので、使わないということじゃありません。やらないということじゃなくて、さつき御指摘のように、特例公債も通っていない中で、予算の執行管理をしっかりやって、しかも被災地にきっちりした事業ができるようにすることを重点化していくために、そういう留保条件を申し上げました。これは、被災地での事業であるとか国民のいわゆる安全にかかわるようなものについては留保から外しています。

ということがありますので、使わないということではないんです。まさに被災地優先で、どうやって執行管理していくか、そういう意味での注文をさせていただいたということでございます。

○徳田委員 この震災が起こって、地元に戻るために何と言われるかといいますが、東北の復興のために巨額の予算を回されるので、自分たちにはもう回ってこないんじゃないかと。これは多くの人が聞いていることだと思います。私のところは大変田舎ですから、そういう地域経済にとって、農業や漁業のような第一次産業とともに、建設業というの、やはり雇用や地域経済を支える大きな産業であります。そこがやはり皆さん不安視される、公共事業が大幅にまた削減されるということになると、みんながそれだけで消費マインドも低下してしまうんですね。ですから、こうしたことは慎重に行っていたきたい。

もう時間もありませんが、最後に、やはりこれから宮城や福島沖の大地震がまた起こるのではないかと可能性も指摘をされています。東海地震、こちらも大変高い確率で起こるということから浜岡原発は停止をされたということをお聞きしています。また、関東の直下型地震、これもやはり必ず来るのではないかと。

今回の反省として、私たちはこれまで起こり得る地震に十分な対応をしてこなかった、これはもう自民党も大きく反省せねばならぬことでありますが、これからは私たちは、この四つのプレートで成り立っている国でありますから、こうした大きな地震は必ず起こるものと想定して、やはり

防災というものをしっかりとしていかなければならないんじゃないかと。

国交委員会におりますが、八ッ場ダムやスーパー堤防の議論なんなくなつてしまいました。そのことをここでとかく言うつもりはありませんが、しかしながら、こうした事業についても、復興と同時に、いつ起こるかわからないですから、これも、学校の耐震化も含め、いち早くしっかりと行っていかなければならないということをお聞きしています。

そういうことを考えると、まず公共事業、これまで大幅な削減を行ってきた、しかしながら、これから必要な事業についてはしっかりと行っていく、そうした方針を民主党として、政府として打ち出していきたいと思います。これは、震災前と震災後と大きく変わったんだ、マニフェストから大きく変わったと言われても、御理解いただけるものだと思います。そうしたことについて、最後に御所見をお伺いしたいと思います。

○野田国務大臣 防災という意味では、まさに日本列島どこで地震が起こってもおかしくないということですので、想定外ということはどうも言えない、あらゆることを想定して国民を守るようにしなければいけないと思います。

その上で、真に必要なインフラ整備はきちつとやっていくということは、従来と変わりません。○徳田委員 ありがとうございます。○石田委員長 次に、斉藤鉄夫君。

○斉藤(鉄)委員 公明党の斉藤鉄夫でございます。きょう私は、いわゆる被災した自動車の問題、それから保険の問題について質問をさせていただきたいと思っておりますが、初めに浜岡原子力発電所の停止の問題について、野田大臣に基本的なことをちよつとお聞きしたいと思っております。

まず、今回総理が決断をされる前に野田大臣に御相談がありましたでしょうか。○野田国務大臣 相談はございませんでした。

○斉藤(鉄)委員 それでは、いつお知りになりましたでしょうか。

○野田国務大臣 いわゆる報道ベースで知りました。

○斉藤(鉄)委員 決断の内容そのものを議論しているわけではありません。その決断に至るプロセス、これはやはり、総理大臣という日本で最大の権力者、最高権力者の決断でございますので、私は、しかるべき法治国家としてのプロセスがあるべきだ、このように思います。

特に、今回の内容は、これからの日本のあり方や日本の経済、また復興そのものの経済的な基盤や産業力ということも大きく関係をしております。そういう意味でも、関係大臣との前もつての議論でありますとか、また、今、総理としてあるという決断を下す法的な制度が整っていなかったという説明でございますが、であるならば、きちんとそういう法的なものを整えた後に、それにのつとめて決断されるべきであつた。

私は、今回の決断は法治国家としてのあり方を否定するということにもなりかねないものだと思いますが、この点について大臣はどのようにお考えでしょうか。

○野田国務大臣 総理が単独で御判断をされたわけではないと思うんです。経産大臣であるとか官房長官であるとか、あるいは原発担当の補佐官等の皆さんと協議をしながら政治判断をされたもので、すべての閣僚がかかわっていなかったことは事実であります。最小限のところではきちつと段取りを踏んでやったんだろうと思っております。

○斉藤(鉄)委員 内閣で最もかなめの野田大臣に相談がなかった。御立腹になりませんか。

○野田国務大臣 こういう決断をされた以上、雇用の問題であるとか地元の企業への影響、地域経済への影響、夏における電力不足がどういう形になるのか、そういうことを、立腹とかじゃなく、きちつと精査をして対応していかなければいけないというふうにお聞きしております。

さ、これからの日本経済、そしてそこから上がる税収、また国際競争力、世界からの信認等々、本当に深くかわる決断でございます。そして、まさしくそこに責任を持っていられしやるのが野田大臣であります。

その野田大臣に全く相談もなく行われたということに対して、法治国家としておかしい、こういうふうには思われませんか。

○野田国務大臣 法治国家としてという形ではなくて、いわゆる関係する人々には相談をしながら進められて、事後ではありますけれども、その対処方針において、閣内の一人でございますのでしっかりと対応していくというのが私の役割だということに思います。

○斉藤(鉄)委員 この問題はまた改めて行いたいと思いますが、今回の浜岡の停止が、これからの日本経済、またそういう意味で税収でありますとか、また金融の分野、これについては後で自見大臣にお聞きしたいと思っておりますけれども、どのような影響があるかと思っております。また、その負の影響を小さくするためにどのようにしていかなくてはならないとお考えでしょうか。

○野田国務大臣 負の影響がどういう部分で出るかということ、これはよく精査をしてお聞きしたいと思っておりますし、その極小化に努めていきたいというふうにお聞きしております。

○斉藤(鉄)委員 ですから、私がお聞きしているのは、どのような影響があるかとお聞きになっているのか、そして、それをどのように最小化するかという質問です。

○野田国務大臣 地域経済にどういった影響が出るのか、雇用にどういった影響が出るのか、電力不足にいつときなつたとした場合、それは本当にあるのかないのかを含めて、それぞれ精査をすることが必要だと思っております。交付税等については、これは大体八割はちゃんと出すということとはもう方針として決まっておりますけれども、それ以外にどういったことができるかということ、あらゆることを想定しながら対応しなければいけないという

ふうに思いますが、何よりも総理のメッセージとしては、まず安心できる環境をつくりたいということがあったらと思う。

その後に出てくる経済的な負の部分については、さつき申し上げたように、しっかりと精査しながら対応して、極小化に努めていきたいというふうに思います。

○斉藤（鉄）委員 安心を打ち出したい、これはわかります。であるならば、これから経済にどんな影響があるかということもきちんと前もって精査をした上で、決断されるべきだったのではないかと。決断してから、さあ、これからどうなるかわからないので精査しましょう、これはちよつと順序が逆じゃないか。そういう精査をする時間的余裕もあつたはずでございます。

自見大臣、いわゆる金融の世界における、世界からの信認の問題も含めて、どのような影響があるか、またそれをどう最小化しようとしているか、時間があるまいせんで、簡単に、簡潔にお答えいただければと思います。

○自見国務大臣 お答えをいたします。

いずれにいたしましても、今回の被災者の賠償がきちつと行われることが大前提だ、私はこう思います。

また、今先生のお話のとおり、東京電力の賠償問題をめぐり、やはり金融資本市場、特に社債、電力債を東京電力は発行しておりますので、これは世界の市場でございますから、そういったことをきちつと視野に入れた、市場全体の安定に不要、不測の影響を生じさせないことが重要でありまして、引き続き、きちつと市場の動向に注意をまいりたいと思っております。

○斉藤（鉄）委員 この問題はこれで終わりますけれども、私は、今回の決定プロセスには大きな問題があるということをここで申し述べさせていただきます、このように思います。

今回の地震及び津波で被災した自動車の処理、これは結構大きな問題だということを、私も現地に行つて、またいろいろな方からお話を伺つてき

ましたので、ちよつとこの問題を取り上げたいと思います。

今回の補正予算のうち、被災自動車の撤去処理に関して、どの程度予算を組んでおられるか、まづお聞きしたいと思います。

○伊藤政府参考人 今回の補正予算における災害廃棄物処理事業におきましては、入手可能な情報に基づきまして必要な事業費を計上した上で、処理が複数年度にわたることを踏まえ、初年度分の国費所要額として三千五百十九億円を計上しております。

この補正予算の中で、被災自動車の撤去、運搬に要する費用についても見込んでいるところでございます。また、これらの撤去、運搬を市町村が災害廃棄物処理事業として実施する場合には、当然国庫補助の対象となる、こういうことでございます。

○斉藤（鉄）委員 その三千五百億のうち、被災自動車の撤去にかかわる費用はどの程度かという質問です。

○伊藤政府参考人 今回の補正予算における被災自動車の撤去、運搬に係る予算額としての内訳としては、一応、約七十億円を含めているところでございます。

○斉藤（鉄）委員 わかりました。七十億円が用意されている。

今、実態はどういうことかといいますと、まだリサイクルまでとても、レベルに行つておりませんで、とにかく被災した自動車を仮置き場に運搬をしている、こういう状況だそうでございます。多分、全体で四十万台近くある。仮置き場に置いたのは、まだそのうちの数万台にすぎないということも聞いております。

そして、その作業をしているのが、いわゆるボランティア。今回、自動車のリサイクルや、また修理関係の業界の方の自発的なボランティアで、公的な援助は一切なく、今はとにかく、一台一台仮置き場に運んでいるということだそうでございます。

そういう意味で、そういう補正予算が準備されているのであれば、これを今後、今まではボランティアでやっていただいていたわけですから、いままでも続くものではありません、そういう費用が充てられる、こういう理解でよろしいでしょうか。

○伊藤政府参考人 御指摘の被災自動車の撤去作業につきましても、それらを市町村が災害廃棄物処理事業として実施する、こういうふうになった場合には、国庫補助の対象となり、必要な経費も支払われる、こういうふうになっております。

○斉藤（鉄）委員 いわゆる自動車リサイクル法がございまして。我々、自動車を買いまして、いわゆるリサイクル券、自動車によって違いますけれども、二万円とか二万五千円払つてリサイクル券を購入する。我々がその車を廃棄処分するときに、そのリサイクル券を出すことによって、その二万円の中から、特にエアバッグ、フロン、それからシユレグダーダスト、この三つの処理費用が出される、こういうシステムになっているわけなんです。

我々がリサイクル券を買つたそのお金が、公益財団法人自動車リサイクル促進センターで預託をされている。その預託金額は、今トータルで九千億円、一兆円に近にお金が預託されている、このように聞いております。しかし、今回、実際に被災自動車の処理に当たった人から聞きますと、半分以上はとても、いわゆるエアバッグやフロンを回収する、という状況ではないと言われております。

そうすると、そのお金が浮いてくるわけですが、これも、こういう費用を今回、その被災地の現場から仮置き場に持つてくる、また、その仮置き場でのいろいろな処置をするという費用に充てられないのか。とても先ほどの七十億円という費用では、全体四十万台と言われる数の被災自動車の処置には到底間に合わない、このような声も現場から聞いてきたわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○長尾政府参考人 お答え申し上げます。

斉藤委員御指摘のとおり、自動車リサイクル法では、フロン、エアバッグ、シユレグダーダストの三品目のリサイクル費用について、自動車の所有者が負担するものとして、リサイクル料金の預託を義務づけております。

今回でございますけれども、東日本震災で被災した自動車の中には、車台番号などが判別できないものが多数ございます。こうした車両はリサイクル料金の預託状況が確認できませんので、本来でございますと、処理を行う市町村が再度リサイクル料金を預託する必要がありますが、今般、こういう事態でございますので、震災からの早期復旧を図る観点から、この市町村の負担は求めないで既に預託されたリサイクル料金の中から処理しようということで、四月二十七日に自治体にその旨連絡して、五月中旬を目途に、近々でございますけれども、開始を予定いたしてるところでございます。

したがしまして、被災自動車のリサイクルに関する費用につきましては、御指摘いただきました自動車リサイクル促進センターが管理するリサイクル預託金が活用されることとなります。

以上でございます。

○斉藤（鉄）委員 今ちよつと理解できなかったんですが、そうしますと、先ほど環境省から答弁がありましたけれども、市町村が関与するそういう移設やリサイクルについては、先ほどの国家予算を使う、市町村が関与できないものについては、このリサイクル預託金のお金を使う、こういう理解でよろしいんですか。

○長尾政府参考人 済みません。私がお答え申し上げましたのは、三品目のリサイクル費用についてのお答えでございました。と申しますのは、あくまでもこの法人の、自動車リサイクル促進センターが預かっているお金が、やはりこの三品目についてのリサイクル費用でございますので、それ以外のものにつきましてはやはり目的外ということになってしまいますので、ここに限定した形での利用になるかと思ひます。

○齊藤(鉄)委員 済みません。わかりました。まだ現段階ではリサイクルというステージには至っていきなくて、移設というステージなんですけれども、そこのお金が出ないというのが現場の生の声なんです、そこのお金は出しようがないんじゃないですか、その預託金からは。

○長尾政府参考人 お答え申し上げます。

そういうお声を踏まえまして私ども検討させていただきますけれども、やはりこの法人の目的に照らし合わせて、リサイクル費用以外に充てるのはちよつと無理があるという現状でございます。

○齊藤(鉄)委員 先ほど言いましたように、しかし、実際には、エアバッグやフロンを回収するようなどんな状況じゃない。となると、そのお金が浮くことはもう今から目に見えているわけですが、まず、今ボランティアでやってもらっている撤去と移設、移動ということにそのお金を使うということは、財務大臣が主管大臣であれば今ここで質問ができていいんですが、なかなか、経済産業大臣が主管ですけれども、できるというふうに私は聞いておりますが、そのようなことは無理なんではないか。

○長尾政府参考人 再度のお尋ねでございますけれども、現状、先ほどお答え申し上げたとおりのところが今のところでございます。済みません。

○齊藤(鉄)委員 今の法体系や規制の枠は超えられないということですが、そのことを、ぜひ枠を超えられるように、これからもまた質問をさせていただいて、党として要望を出していきたいと思っております。

それから、被災自動車は今後うずたかく積み立てるわけですが、持ち主がわかっているものとわかっていないもの、それぞれ半々ずつぐらいいあるという現場の声でした。この被災自動車の権利関係が整理されなければ、重量税、自動車税の還付ができませんし、これらの対応を急がなければリサイクルの作業に入ることでもできません。

せん。

そうしますと、夏場を迎えて、仮置き場で被災自動車の自然発火があるのではないかと。ガソリンもまだたくさんその中に残っています。タイヤもあります。そういうことで、余震が来ると車と車がすれて、それが火花がついてそこから火災が起これるということも十分あり得るそうでございます。そういう意味で、急がなくてはいけない、これらの権利関係を処理するスキームを早急につくる必要があるのではないかと。

これは重量税、自動車税とも関係してきますけれども、これはどういうことになっているんでしょうか。これは環境省が答えるんですか。

○伊藤政府参考人 御指摘のとおり、今般の震災においては大量の被災自動車が発生しており、これらを災害廃棄物として処理するためには所有権判断が問題となるというところでございます。このことから、被災地自治体からも、国としての考え方を示してほしい、こういった意見もございました。

このため、関係省庁が連携しまして、自動車の所有権判断を含めた災害廃棄物の処理に係る法的問題を検討し、三月二十五日付で、東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針を取りまとめて、自治体へ周知を行ったところでございます。

この指針におきましては、被災自動車について、外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められる自動車は撤去し、仮置き場等に移動させても差し支えない、その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引き渡しを求める場合は、引き渡す、それ以外の場合は、自動車リサイクル法に従って使用済み自動車として処理を行う、こういうふうな指針を示したところでございます。

さらに、この指針の内容を踏まえまして、三月二十八日付で、被災自動車の処理について、より詳細な処理方法を示すマニュアルを作成し、自治体に送付しているところでございます。

このように、被災自動車の権利関係を判断するための指針等をこれまで示したところでございますが、引き続き、被災自動車のリサイクルを含めた災害廃棄物の処理が促進されるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○齊藤(鉄)委員 今の答弁では余り何も答えていないと私は思いますけれども、野田大臣、これは、いわゆる税の還付との問題も関係しております。先ほどの議論をお聞きになって、特にポイント、全額国費でやりますというふうに答えていただければ一番いいんですが、しかし、それは国民負担になります。

先ほど言いましたように、リサイクルセンターの方に九千億円の預託がある。結局、その預託金は、車をリサイクルするときに使うんですけれども、主に使うのは、先ほど言いましたようにエアバッグとフロン。しかし、実際にはそのリサイクル作業は行われない確率が高い。であるならば、そのお金を、今すぐ使えるそのお金を、移設や移動や、そして仮置き場のいろいろな環境が今非常に悪くなっている、そういうことにきちんとして使えるようにしたら、もつと早く物事が進むのではないかとというのが私の質問のポイントだったので、すけれども、これは税の還付とも関連してきます。

早く手を打ちなさい、こういうふうに大臣として指示していただけないか。

○野田国務大臣 制度の趣旨は、先ほど経産省の方からお話をされて、すぐ対応というのは何か困難な感じでございますが、委員からそういう御要望があったことを、私の方からも経産大臣にお伝えをさせていただきたいと思っております。

○齊藤(鉄)委員 この点、よろしくお願いいたします。

次に、地震保険についてでございますが、あと五分しか時間がありませんので、今回、どのぐらいの金額、規模になるか、このうち民間が負担するのはどの程度で、政府が負担するのはどのぐらいか、その政府の支払い体制に不安はないか。支払い保険金額が削減されることはないと思いが、この点を確認したいと思っております。

○野田国務大臣 まず、今回の震災に伴う地震保険金支払いについて、五月六日時点でございまして、約四千七百八十一億円となっております。

その甚大な被害状況からすれば、支払い総額は相当規模に達するものと見込まれます。これにより、民間の負担力のよりどころとなる準備金の水準も相当程度低下すると見込まれるため、第一次補正予算において、官民保険責任額の改定を行ったところでございますが、その積算においては、航空写真等も活用した損害シミュレーションに基づき、保険金支払い総額を約九千七百億円と見積もっているところでございます。

これを改定前の官民保険責任額に当てはめると、国は約四千三百億円、民間は約五千四百億円となります。ただし、これはあくまで予算積算上の見積もりでございます。今後の支払い状況を注視していく必要があり、積立金は、震災前の水準で、国が一・三兆円、民間が約一兆円、合わせて約二・三兆円ございまして、今回の震災には十分対応可能だと考えております。

また、これはあり得ませんけれども、万一、積立金に不足が生じても、地震再保険特会が財投等からの借入れや一般会計からの繰り入れで対応できますので、保険契約者の方々には安心していただける仕組みとなっております。そのような仕組みの中で、保険金支払い総額が五・五兆円を超えるまでは、保険契約者にお約束した保険金はお支払いすることになっておりますので、保険金削減といった事態は生じないものと考えております。

○齊藤(鉄)委員 そうしますと、それらの保険金の支払いが全部済んだ後、かなり準備金は減るわけですが、そうすると、保険料率を上げよう、こういう話になってくるかと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○和田大臣政務官 お答え申し上げます。地震保険の保険料の算定の仕組みについては、

損保会社の方で収益を得るでもなく損失をこうむるでもない、いわゆるノロス・ノープロフィット原則のもとに保険料率を計算することとなっております。

そこで、今委員御指摘のように、一回このような大きな被災が生じたものですから、準備金、積立金は減少いたしますけれども、先ほど財務大臣の御答弁にございましたとおり、積んでおります総額は、国、民間合わせてまだ二・三兆円ほどございますので、その部分は大丈夫ということでございます。

つまり、保険料の水準というものは、そのときにそのときに生じた被災の程度に応じて、しかも、加入の総数、そうしたものをそれぞれ係数としまして、損害保険会社が要するにノロス・ノープロフィットという原則の中で算定しますものですから、これからいろいろな変数が動くものですから、今の状況下において、一概に保険料が上がるということをお断定できる状況ではございません。

○斉藤(鉄)委員 ちよつと、半分わからなかったんですが、保険料率は上がらないという答弁を期待していたんですけれども、そうとは言い切れないということですか。ちよつと簡単に。

○和田大臣政務官 済みません。補足させていただきます。

結論からすると、上がることも下がることも申し上げられないということなんですが、いわゆる、これから先、この震災が起きて以降、日本の国の周りにどれぐらい震災の発生リスクがあるかということをもう少し専門家の方々に分析していただく必要がございます。その要因が一つ。どちらかというと、この要因は、リスクは高まる方に言われているのが通説だと思えます。

しかし、恐らく、委員の問題意識もありませんかと思えますけれども、今、国民の皆様方に御関心が高まっているということもあって、これから先加入がふえていくということも要因として考えられます。

これは、みんなで保険システムを維持するとい

うことになればその分だけ、被災は、恐らく日本全体に全部地震が起きるといことはなかなかないかと思えますので、ある一定地域の被災を日本全国の加入者で賄うということになれば、その部分はむしろリスクは低まるということだろうと思えます。

その他、一たん加入がふえたときには、一たん被災したときの被災総額もやはりふえてまいりますので、そういったところをもろもろ要因として一つずつ計算し合いながら、相乗効果というんですか、それを掛け算しながら計算していくということになるかと思えます。

○斉藤(鉄)委員 わかりました。

では、最後の質問です。
先ほどの自動車に關係して、自動車保険ですけれども、自動車保険では、台風や水害被害では車両損害は補償されるのに、地震、津波に關しては免責になって、このことを知らなかった人が愕然としたというケースが今回多く報告されております。

自動車保険でも、地震、噴火、津波特約を附帶しておけばリスクは保障されるわけですが、これも、保険会社が、地震と自動車の損壊に關するデータが余りなくて、甚大な被害の集積リスクを恐れて、積極的な特約販売をしてこなかったということも原因としてあるようです。今回、しかしながら、地震、津波によつて多数のマイカーや営業車が廃車になったということですので、多くのデータはそろつて思えます。

しかし、損保会社だけでこうした自動車保険の地震特約の制度を維持するのは難しいかもしれませんが、建物向けの地震保険のように、政府のバックアップ制度があれば売りたいというふうな損保会社側の意見もあるようですけれども、政府として検討すべきではないか、このように思いますが、いかがでしょうか。

○和田大臣政務官 今、斉藤委員御指摘のように、今回の被災の際、自動車の損害を補てんすることがなかなか難しい事例がほとんどだと思います。

す。そうしたことから考えて、今までの自動車損害保険につきまして、民間部分だけで一たん発生した地震のような大きな災害に対して対処し切ることは限界があるかというふうに思っています。

今御提言のありましたように、こういったものに国の再保険制度を入れていくかどうかというところでございますが、私もからすれば、そこは、ある程度いろいろな専門家の御意見をお聞きする必要がありますと思つています。

しかし、確実に言えることは、今回の被災を踏まえて、国民の皆様方のニーズに合った自動車損害保険を構築するということが、我々に対して課せられている使命だろうというふうに思っています。

○斉藤(鉄)委員 検討をよろしくお願いいたします。

以上、終わります。

○石田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

まず、三党合意についてお伺いしたいと思えます。

民主、自民、公明三党が四月二十九日に交わした合意文書であります。この中に、子供に対する手当の制度的なあり方や高速道路料金割引制度を初めとする歳出の見直し、法人税減税等を含む二〇一一年度税制改正法案の扱いについて、各党で早急に検討を進める、こういうふうにかかれております。大臣は先ほど、これは重いものだというふうにおっしゃいました。

そこで、二〇一一年度税制改正法案というのは、既にこの委員会に付託されて、審議が行われているものであります。その扱いを検討する、こういうことになりましたと、提案されて審議されている法案は、このまま通すというのではなくて、これは撤回する、こういうことになるんでしようか。

○野田国務大臣 政府としては、今、この財務金

融委員会御審議をいただいている二十三年度税制改正法案、これは経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みでありまして、全体として、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革を実施するものと考えております。

今御指摘のあった三党合意で、「各党で早急に検討を進める」ということでございますので、撤回が前提ということでは必ずしもないと思えます。御検討いただいた中で対応していきたいというふうに思えます。

○佐々木(憲)委員 ということは、撤回もあり得るということを含んだことだと思うんですが、ここで「各党で早急に検討を進める」という、この「各党」というのはどの党なんですか。

○野田国務大臣 三党の政策責任者によつて合意を結んだわけでございますので、その政策責任者を出している三党ということと理解をしています。

○佐々木(憲)委員 それ以外は入らない、こういうことですね。

そこで、この「法人税減税等を含む」とわざわざ書き入れたのはなぜか。法人税の減税は行わない、こういう方向と理解してよろしいですか。

○野田国務大臣 三党合意の責任を持つのは三党だと思ふんです。ただ、国会審議の中で幅広くいろいろな御意見をちょうだいして対応するということは、これは基本的にはやっていきたいと思ふますので、そこはぶつと切つていきたいという点ではないということはお理解いただきたいと思います。

なぜ「法人税減税等を含む」と特出ししているかですが、これはちよつと、公党間の合意の内容について私が予断を与えるようなコメントはできません、ということでございます。

○佐々木(憲)委員 そこで、実態を見ていただきたいんですが、図をお配りしておりますけれども、これは、所得税、法人税、消費税の比率を、税収の比率を示したグラフですけれども、明らかに、法人税の比率が下がっているということ

です。法人税の収収は、国税の中で、全体の中で三五・六%を占めていた時期もありました。しかし、これがどんどん下がりがりまして、仮に今回の政府提案の減税が行われたら一九%、非常に下がってしまうわけであります。

その一方、消費税の方はほとんど高まっておりまして、収収に占める比率は、八九年六%、九七年一七%、これが二五%、こういうふうになっていくわけです。

これはどう考えても、法人税だけが下がってあって、消費税、庶民が負担するものが上がっている。私は、これはバランスを欠いているというふうに思ふんです。大企業に対して当然応分の負担を求めるといふのはあるべきだと思ふに思ふいます。

さて、次に、復興財源の問題についてお聞きします。

五月二日に成立した第一次補正予算というのは、これは第一歩だと思ふんですね。まだ応急措置的なものにすぎないというふうには我々は思っております。被災者の現状を考えますと、さらに大幅な補正が必要になる。かなり大規模なものが必要だと思ふことだと思ふんです。

野田大臣は、どの程度の規模の第二次補正が必要だと思ふに、今、認識でしょうか。

○野田国務大臣 阪神・淡路大震災の後、三回にわたって補正予算を組みましたし、災害対策の本部が解散するまで約五年ぐらい、当初予算にも災害対策の予算を入れてまいりました。ということとを考えますと、今回もやはり複数にわたる補正予算の編成になるだろうというふうに思ふいます。

規模は、これはまさに、先ほど徳田委員とのやりとりでもございましたけれども、復興構想会議を中心として写真真を描いてもらって、それに必要な対策は何なのかということを出して、その上で、どれぐらいの予算規模なのか、財源をどうするかという議論になりますので、現段階でその規模を確定的に申し上げられる段階ではございませんが、阪神・淡路大震災に比べて第一次補正予算

でも四倍でございましたので、相当な財政需要が出てくることは間違いないというふうに思ふいます。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、財源ですね、これをどう確保するかというのが問われると思ふんです。

私、この財務金融委員会で今まで財源論を幾つか提言もしてきましたし、議論もしてまいりました。きょうは、大手企業の内部留保の活用の問題についてたまたまと思っております。

その前提として、内部留保というのはどの程度あるのか。内部留保の範囲をどうとらえるかという問題もありますし、フローで見るとストックで見ると、さまざまな議論があると思ふんです。

私はストックを重視すべきだと思っておりますが、図を見ていただきたいと思います。二枚目の図であります。これは内部留保の図でありますけれども、法人企業統計で、資本金十億円以上の大企業を見ますと、まず利益剰余金を見ますと、二〇一〇年三月では百三十六兆円に上っております。

これは事業活動から生じた利益を留保したものであります。この中身は、利益準備金、任意積立金、繰越利益剰余金、こういうものを含んでおります。

それからもう一つは、その上に資本剰余金というのがあります。これは資本の増加に伴い発生する内部留保でありまして、株式プレミアムとも言われているものであります。資本金十億円以上の大企業を見ますと、二〇一〇年三月で九十一兆円に上っております。その中身は、資本準備金とその他資本剰余金であります。

それで、二つ、大きな、利益剰余金と資本剰余金ですね、基本的に内部留保の中核をなすものだと我々は考えております。この二つを合わせますと二百二十七兆円に上るわけでございます。

まず、この数字は間違いなかつたかということ、それから、全体に占める資本金十億円以上の大企業の比率、これを示していただきたいと思います。

ます。

○野田国務大臣 年次別法人企業統計調査によりますと、二〇〇九年度の全規模、全産業の利益剰余金は二百六十八・九兆円、資本剰余金は百二十五・三兆円で、合計三百九十四・二兆円となっております。そのうち、資本金十億円以上の企業については、利益剰余金は百三十五・九兆円、資本剰余金は九十九・八兆円で、合計二百三十六・七兆円となっております。

したがって、全規模、全産業の利益剰余金と資本剰余金の合計額に占める資本金十億円以上の企業分の割合は、五七・五%ということになります。

○佐々木(憲)委員 それで、内部留保という場合がありまして、本来これを入れて見るというのが必要だと我々は思っておりますが、学者の中には、さらにこれを広げて、減価償却の過大償却の部分ですとか、土地、有価証券の含み益、こういうものも入れるという説もあります。

しかし、少なく見積もっても、今確認したこの二つの利益剰余金、資本剰余金、これが大企業の部分が約六割であります。細かな数字は別として、この内部留保の多くが大企業に蓄積されている、これは間違いなかつたと思ふんですが、いかがでしょうか。

○野田国務大臣 数字はさつきお示ししたとおりで、委員のそういう御指摘のとおりだと思います。

○佐々木(憲)委員 私は、昨年の九月に、この内部留保の数字を日銀の白川総裁に示しまして、感想を聞きました。そうしましたら、総裁はこのように答えたんです。

「特に大企業については、手元資金は今非常に潤沢でございます。これは各種の統計でももちろん確認できますし、私どもが企業の経営者と会いますと、手元に資金は潤沢にあります。問題は、この資金を使う場所がなかなかないんです。このことを、金融機関の経営者からも企業経営者から

も、これはしょつちゅうお聞きします。」「こういうふうにお聞きしました。」

野田大臣も認識としては同じかどうか、確認をしたと思ふいます。

○野田国務大臣 半分同じ、半分、ちよつと後半どうかという感じがあるんですね。

総じて、大企業の手元現預金が相当あるというのは、さっきの数字も出していただいておりますので、その認識は白川総裁と同じです。

でも、どの程度手元の預金を保有するかについては、個々の企業の金融環境とか経済の情勢を踏まえたいろいろな判断があると思ふので、総裁がおっしゃったような、使う場所がない結果と一概に言えるかどうかというのは、これはちよつと留保がつかうのではないかと思ふに思ふいます。

○佐々木(憲)委員 総裁がおっしゃっていたのは、設備投資をやる場合も、需要がありませんので、低迷しておりますから、設備投資してもこれは設備が余りますので、その先がないというような話であります。それは、私は、総裁の言うのが大体当たっているような感じがしております。

昨年の十一月四日の衆議院本会議で、私は代表質問でこういうふうには菅総理に聞きました。内部留保を二百兆円をはるかに超える規模で積み上げているというふうには指摘しました。そうしましたら、菅総理はこう答えたんです。二百兆円と言われるものの中で、資本金一億円未満の中小企業に留保されているものが百二十六兆ありまして、一億円以上のものは七十兆兆円というのが事務方が調べてきている数字でありましてというものです。

つまり、中小企業が全体の内部留保の六二%を占めるという計算になるわけですね。いかにもこの内部留保が、先ほど野田大臣と確認したように、これは大企業にかなりたまっているわけですが、菅総理が事務方からもらった数字は中小企業にたまっているという、そういう答弁をされたわけですね。

この事務方が調べた数字というのは一体だれが

つくったのかということなのですが、経産省ですか、きょう来てもらっています。

○新原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の資料は経産省でつくったものでございます。民間の非金融の法人企業の手元資金として保有する現預金の額を、日本銀行の資金循環統計をもとに経産省が試算したものということになっております。

○佐々木憲委員 これで、私はまず疑問に思ったのは、これは現預金なんですね。内部留保の話をしているのに、何で現預金だけの話になるのかなど。これはなぜですか。

○新原政府参考人 お答え申し上げます。

まさに委員が最初に御発言されたように、内部留保の考え方にいろいろな考え方がございます。したがって、何の目的に使うかということかどうかという計算があるかということだと思います。

私も現預金を使っている理由なんです、御指摘の利益剰余金、資本剰余金、これは若干テクニカルになりますけれども、いわゆるバランスシートの資本、負債側の数字でございまして、これは実際に左側の資産サイドになると何になっているかという、例えば実際に投資がされている固定資産とか、そういうものが計上されてしまっているわけですね。

私もとしては、まさにここで議論しているように、余剰資金、手元にどれぐらいお金がたまっているのかということが知りたかったものですから、今のように現預金の数字を使わせていただいたということでございます。

○佐々木憲委員 そうすると、日銀の資金循環統計の民間非金融法人企業の現金・預金、この数字をとったということですね。

しかし、その統計には、大企業、中堅企業、小企業という区別はないんです。これは全体合わせて二百四兆円、そういう数字しか出ていないんです。ところが、総理は中小企業、大企業の比率までおっしゃいました。

一体、それはなぜそういう数字に区別ができる

のか、その根拠を示していただきたい。

○新原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございます。日銀の統計には規模別の分割がございません。このため、分割の比率については、財務省の法人企業統計、これは資本金規模別の現預金の保有比率が出ております。大企業、中堅企業、中小と分かれていますので、これも、これで日銀の統計の数字を割ったということでございます。

そうすると、では、なぜ法人企業統計そのものは使わないのかということになるわけですが、これで全規模で現預金が百五十七兆円でございますが、この財務省の資料からするとそうなるわけですが、技術的な理由でどうしても、財務省の統計は資本金五億円未満のところサンプル調査になっております。日銀が全数調査をしているものですから、全数調査の方が正確かなと思ってそちらを使わせていただいた、こういうことでございます。

○佐々木憲委員 まず、現預金で内部留保の問題を説明するというところに一つのすりかえがあるわけですね。内部留保というのは、現預金だけではなくて、いろいろな形をとっております。先ほど私が言ったような、資本の部分ですね、そういう統計で見るとというのが一つの方法であります。

それからもう一つは、中小企業、大企業の区分けの仕方ですね。これは、法人企業統計の現金・預金、この比率で案分したというわけなんですけれども、これ自体がもう一つのすりかえなんですよ。といいますのは、現預金は中小企業の方が、当座の資金繰りからいうと、手元資金が多いんです。これは当たり前ですけれども。大きな会社になりますと、そういうことよりも、例えば株式とか債券とか、そういう形で運用しているわけですね。したがって、現預金の比率は少なくなる。当たり前のことなんです。

それを、何か現預金が中小企業の方がいかにも多いかのような、つまり、内部留保が中小企業が

多いという形で、これは事務方から総理に出す、まあ、こういうやり方は私は非常におかしい。これは問題の本質を非常にゆがめるものだとわざわざを得ないと思うんです。

そういう意味で、何か、大企業が内部留保がたくさんあるということ、それから、それを言い逃れするために、わざわざ複雑な計算をして、こういうものを、しかも本会議場の総理答弁として答弁をするような材料を提供するというのは、非常に問題があるということを指摘しておきたいというふうに思います。

そこで、内部留保の活用の問題であります。

やはり、復興のためには大変な財源が必要であります。先ほど申し上げましたように、大企業の内部留保は、先ほどの利益剰余金、資本剰余金だけでも、この十年間で相当伸びているわけです。七割ぐらいふえているんです。直近の数字でございます。昨年の十二月末の統計がございまして、利益剰余金は百四十三・一兆円なんです。資本剰余金は八十八兆円です。合わせまして二百三十一兆円あります。

それから、手元資金、これも、その部分でございます。現金・預金、有価証券の合計で五十二・五兆円というのがある。

もともと、こういう大企業の中に蓄積されている内部留保というものはどこから出てきたかという、労働者に対して賃上げを抑えて、なかなか賃金を払わない。あるいは、非正規雇用をたくさん雇って、不安定雇用を利用して利益を上げる。あるいは、下請単価をたいて、下請収奪を行うというようなことでため込まれている。

それから、その上に、先ほど言ったように、法人税の減税が行われて、国のいろいろな優遇政策を利用して内部の利益がたまっているわけでありますから、私は、こういう資金力を復興のために生かすというのは、これは大企業の社会的な責任として当然ではないかと思っております。

野田大臣の考えはいかがでしょう。

るか、その財源をどうするかというのは、さっき言ったいろいろなプロセスがあると思うんですが、これは官だけ、いわゆる財政資金だけではなくて、復興基金のような、官民でファンドをつくっていくというやり方もあると思うんです。

そういう意味で、大きな企業に内部留保がたくさんあるとするならば、そういう、投資を通じて貢献するようなところに持っていくようなことを誘導するというのも一つのアイデアではないかなというふうに思います。

○佐々木憲委員 それから、具体的な方法としてはいろいろ提案もあると思うんですが、私は例えばこういう提案をしたいと思うんです。

復興国債とかあるいは新たな国債を震災対応のために発行する。問題は、それをどこに引き受けてもらうかということだと思います。例えば、先ほど少し言いましたけれども、現金・預金と有価証券合わせて五十二・五兆円なんです。これはすぐ流動化できるわけでありまして。仮にその一割、それを使ってこの復興国債を引き受けてもらう。仮の計算ですけれども、そういういたしますと、五・三兆円の財源が出てくるわけです。

企業側からいいますと、別にこれは取り上げられてしまうわけじゃありませんで、投資先を低利かもしくはめけれども安定した国債に変えるということでもありますから、これも一つの案としてぜひ検討していただきたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○野田国務大臣 復興国債を出すとか出さないとかということまで、まだ議論はいつていません。ただ、仮に国債に頼るとするならば、復興の財源を国債発行とするならば、やはり一般会計とは、一般のあの国債とは別に、別区分の中で償還財源も含めた国債の発行の仕方を考えるというの、これは一つの有力な方法だと思います。

その引き受け手を大きな企業だけに任せていいのかという、これは、現時点で、今国債の消化は順調に、震災発災後もうまくいっていますので、大きな企業だけにという形でいいのかどうか

というのは、ちよつと別の議論があると思うし、やはり、今回の震災を受けて、一層海外に出ていくという企業が出てこないかなという心配を私は持っています。

そういうことも含めて総合的に勘案をしていかなければいけないだろうと思いますが、財源論はまだ具体的にどうのという段階ではございません。

○佐々木憲 委員 これはぜひ検討していただきたいと思いますが、日銀総裁も言われたように、問題は投資先がないという話をされているというほどなのであります。つまり、内部留保が積み上がっているわけです。そういう状況をよく踏まえて、何も我々は大企業だけに全部やらせろというんじゃないんです。例えば、大企業にはこういうゆとりがあるわけだから、それを活用するように促す、こういう対応も政府としてやるべきではないのかということを提案しているわけであります。

それから、利益剰余金というのは、今、百四十三兆円、先ほど言ったようにあるわけですね。こういうものに例えば三%の課税を行うということになりますと、四・三兆円の復興資金というのが生まれてくるわけです。一回限りの臨時課税として、今の非常事態に対応するために例えばそういう課税方法もあり得るんじゃないか、こういう学者の提案も、そういう提案がありますので今紹介したんですけれども、例えばこんなものも検討の対象としていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○野田国務大臣 まさに復興のための財政需要を満たすために、きちつとした財源論をしていかなければなりません。それは歳入においても歳出においてもでございます。一つの学説としては承らせていただきたいと思います。

○佐々木憲 委員 学説というほどのことではなくて、これは一つの政策提言でありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

今、復興のための財源づくりとして、盛んに復

興増税ですとか消費税とか、そちらに傾斜する流れが非常に強まっていると思うんです。私はこれはおかしいと思つていっているんです。なぜかという、被災者が一番困るのは日々の生活でありますから。そこに税金をかけるという形にどうしてもならざるを得ない。あるいは、電力料金を上げてどうのこうのという話もあります。しかし、こうなりますと、結局は庶民の負担に転嫁する形になります。

今の社会全体、日本経済の中で、どういふところにゆとり資金があるのか、もつと冷静に、客観的に判断していただきたいと思うんです。財界の側が復興会議に入つてきて、消費税を上げると、第三回会議でそういうふうにおつしやつたという報道が出ています。しかし、そういうことを復興会議で財界側の提言としてどんな言明を、別な提言をする人がほとんどいないということでは、これはちよつとおかしな点も、バランスよく、国民の本当の声がどこにあるのかというのをぜひ聞いていただき、それを今後の政策判断の基礎に据えていただきたいということを申し上げまして、きょうのところはこれで終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○石田委員長 次に、内閣提出、参議院送付、資

本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は、参議院で修正議決の上送付されたものでありますので、まず政府から趣旨の説明を聴取し、引き続き参議院における修正部分の趣旨について説明を聴取いたします。金融担当大臣自見庄三郎君。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○自見国務大臣 ただいま議題となりました資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国においては、少子高齢化が進み、経済の低成長が続く中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を確保することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしつかりと支えることが求められております。

また、我が国は、千四百兆円を超える家計部門の金融資産、高度な人材、技術等を有し、成長著しいアジア経済圏に隣接しており、こうした好条件を生かし、我が国の金融業が成長産業として発展し、付加価値を高めることが求められております。

このような状況を踏まえ、資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、多様で円滑な資金供給を実現するため、新株予約権無償割り当てによる増資に係る開示制度等の整備、特定融資枠契約の借り主の範囲拡大、銀行、保険会社等金融機関本体によるファイナンスサービスの活用解禁のための措置を講じることとしております。

第二に、国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供を図るため、プロ等に限定した投資運用業の規制緩和、資産流動化スキームに係る規制の弾力化、英文開示の範囲拡大のための措置を講じることとしております。

第三に、市場の信頼性の確保のため、無登録業者による未公開株等の取引に関する対応、企業の財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し、投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充の措置を講じることとしております。

その他、関連する規定の整備等を行うこととし

ております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。参議院において修正が行われております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○石田委員長 次に、参議院財政金融委員会における修正案の提出者参議院議員佐藤ゆかり君。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案の参議院修正

〔本号末尾に掲載〕

○佐藤(ゆ)参議院議員 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する参議院の修正部分につきまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

政府提出の原案には、企業財務会計士制度の創設等を内容とする公認会計士試験の待機合格者問題等への対応についてはさらに検討し、より有効な解決策が図られるべきと考えます。よって、原案から公認会計士制度の見直しに関する規定をすべて削除することといたしました。

修正の概要は、金融商品取引法に会計の専門家の活用等に関する規定を加える改正規定及び公認会計士法の改正に関する規定を削るとともに、その他所要の規定の整理を行うものであります。

以上が、修正の趣旨及びその概要であります。何とぞ委員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十三日金曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十六分散会

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律

(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七十一条」を「第七十一条の二」に改める。

第二条第六項に次の一号を加える。

三 当該有価証券が新株予約権証券(これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。)である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権(これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。)を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。

第二条第七項中「同条第六項」を「同条第十項」に、「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第五条第六項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 第一項(前項において準用する場合を含む。以下この項及び第八項において同じ。)の規定により届出書を提出しなければならない外国会社(以下「届出書提出外国会社」という。)は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を提出することができる。

一 第一項第一号に掲げる事項を記載した

書類

二 外国において開示(当該外国の法令(外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。)に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条第八項、第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。)が行われている参照書類又は第一項の届出書に類する書類であつて英語で記載されているもの

7 前項第二号に掲げる書類には、内閣府令で定めるところにより、当該書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものの要約の日本語による翻訳文、当該書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定めるもの(次項及び第十三条第二項第一号において「補足書類」という。)を添付しなければならない。

8 前二項の規定により届出書提出外国会社が第六項各号に掲げる書類(以下この章において「外国会社届出書」という。)及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社届出書及びその補足書類を第一項の届出書とみなし、これらの提出を同項の届出書を提出したものとみなして、この法律又はこの法律に基づく命令(以下この章から第二章の四までにおいて「金融商品取引法令」という。)の規定を適用する。

9 内閣総理大臣は、外国会社届出書を提出した届出書提出外国会社が第六項の規定により外国会社届出書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該届出書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にか

かわらず、聴聞を行わなければならない。

第六条中「第六項」を「第十項」に改める。

第七条中「第六項」を「第十項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第五条第六項から第九項までの規定は、届出書提出外国会社が前項の規定により外国会社届出書の訂正届出書を提出する場合について準用する。

第八条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第六項」を「第十項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

第九条第一項中「第六項」を「第十項」に、「第七条」を「第七条第一項」に改め、「(平成五年法律第八十八号)」を削り、同条第四項ただし書中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五条第六項から第八項までの規定は、届出書提出外国会社が前項の規定により外国会社届出書の訂正届出書を提出する場合について準用する。

第十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第二項及び第三項」を「前条第三項及び第四項」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五条第六項から第八項までの規定は、届出書提出外国会社が前項の規定により外国会社届出書の訂正届出書を提出する場合について準用する。

第十一条第二項及び第十二条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該有価証券の募集が新株予約権証券の募集(会社法第二百七十七条に規定す

る新株予約権無償割当てにより行うものである。第四條第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものに限り。)であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合は、この限りでない。

一 当該新株予約権証券が金融商品取引所に上場されており、又はその発行後、遅滞なく上場されることが予定されていること。

二 当該新株予約権証券に関して第四條第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定による届出を行つた旨その他内閣府令で定める事項を当該届出を行つた後、遅滞なく、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。

第十三条第二項第一号イ(1)中「事項」の下に「(当該募集又は売出しにつき同条第六項及び第七項の規定により外国会社届出書及びその補足書類が提出された場合には、これらの規定により当該書類に記載すべきものとされる事項。以下この項において同じ。)」を加え、同条第三号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第十五条第二項に次の一号を加える。

三 第十三条第一項ただし書に規定する場合第十五条第四項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十一条第四項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三 当該有価証券が新株予約権証券(これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。)である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権(これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。)を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使する

ことを内容とする契約

第二十三条の二中「第七条中」を「第七条第一項中」、「この条を」この項に、「係る第七条」を「係る第七条第一項に」、「同条第三項中」訂正届出書を「同条第四項中」訂正届出書に改める。

第二十三条の五第一項中「前条」を「前条第一項に」、「第六項」を「第十項」に改める。

第二十三条の十二の見出しを「（発行登録書等に関する準用規定等）」に改め、同条に次の一項を加える。

7 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者が、発行登録を行った有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る発行登録書又は発行登録書及び当該発行登録書についての第二十三条の四の規定による訂正発行登録書が提出された後に、第二十三条の三第一項及び第二項、第二十三条の四並びに第二十三条の八第一項の規定により当該発行登録書、その訂正発行登録書及びその発行登録追補書類に記載しなければならない事項（発行条件のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項において「発行価格等」という。）を除く。）並びに発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）を記載した書類をあらかじめ交付し、かつ、当該書類に記載された方法により当該発行価格等が公表されたときは、第三項において準用する第十五条第二項及び第六項の規定にかかわらず、当該書類を第二項において準用する第十三条第一項の目録見書とみなし、当該発行価格等の公表を第三項において準用する第十五条第二項の規定による交付とみなす。

第二十四条第八項中「（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国に

おいて公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）を削り、「記載された」を記載されているに改め、同条第十一項中「この法律又はこの法律に基づく命令（以下この章から第二章の四までにおいて「金融商品取引法令」という。）を「金融商品取引法令」に改め、同条第十二項中「第八項の」の下に「規定により」を加える。

第二十四条の二第一項中「第七条」を「第七条第一項に」、「第六項」を「第十項」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の三中「第七条」を「第七条第一項に」、「同項を」前条第一項に改める。

第二十四条の四の二第四項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第六項中「（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）を削る。

第二十四条の四の三第一項中「第七条」を「第七条第一項に」、「第六項」を「第十項」に改め、同条第二項及び第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の四の四第六項中「（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）を削る。

第二十四条の四の五第一項中「第七条」を「第七条第一項に」、「第六項」を「第十項」に改め、同条第二項及び第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の四の七第四項中「第七条」を「第七条第一項に」、「第六項」を「第十項」に改め、同条第五項中「第七条」を「第七条第一項」に改

め、同条第六項中「記載された」を「記載されているに改め、同条第九項中「第六項の」の下に「規定により」を加え、同条第十一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の四の八第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の五第三項中「第十五項」を「第二十項」に改め、同条第五項中「第七条」を「第七条第一項に改め、同条第六項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第七項中「第一項」を「同項に」、「記載された」を「記載されているに改め、同条第十項中「第七項の」の下に「規定により」を加え、同条第十二項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第十六項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「第十五項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項の次に次の五項を加える。

15 報告書提出外国会社が第四項の規定により臨時報告書を提出しなければならない場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当するときは、同項の規定による臨時報告書に代えて、内閣府令で定めるところにより、同項の規定により記載すべき内容が英語で記載されているもの（以下この条において「外国会社臨時報告書」という。）を提出することができ

る。

16 前項の規定により報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出した場合には、当該外国会社臨時報告書を臨時報告書とみなし、その提出を臨時報告書を提出したものとみなして、金融商品取引法令を適用する。

17 内閣総理大臣は、外国会社臨時報告書を提出した報告書提出外国会社が第十五項の規定により外国会社臨時報告書を提出することができるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、

行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

18 前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第四項の規定にかかわらず、同項の規定による臨時報告書を、遅滞なく、提出しなければならない。

19 第十五項から前項までの規定は、第五項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社臨時報告書の訂正報告書を提出する場合について準用する。

第二十四条の五の二第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の六第二項中「第七条」を「第七条第一項に」、「第六項」を「第十項」に改め、同条第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の七第三項中「第七条」を「第七条第一項に」、「第六項」を「第十項」に改め、同条第四項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第五項中「（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）を削る。

第二十五条第一項中「第六項」を「第十項」に改める。

第二十七条中「以外の者（の下に」第五条第六項から第九項まで、第七条第二項、第九条第二項、第十条第二項、」を加え、「及び第二十四条の五第七項から第十二項まで」を並びに第二十四条の五第七項から第十二項まで及び第十五項から第十九項まで」に改め、「この場合において、」の下に「第五条第六項及び」を加え、「同項、同条第十項」を「第五条第六項、第八項及び第九項、第七条第二項、第九条第二項並びに第十条第二項中「届出書提出外国会社」とあるのは「届

出書提出外国者と、第二十四条第八項及び第十項に、「及び第九項から第十二項まで」を「第九項から第十二項まで及び第十五項から第十九項まで」に改める。

第二十七条の二第一項ただし書中「ただし、新株予約権の下に」(会社法第二百七十七条の規定により割り当てられるものであつて、当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第二十七条の三十の二中「第五条第一項」の下に「同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。及び)」を加え、「第七条」を「第七条第一項」に、「若しくは第二十七条の十三第二項」を「第二十七条の十三第二項」に改める。

第二十七条の三十三中「に係る有価証券」との下に「同項第三号中「有価証券が」とあるのは「特定勧誘等に係る有価証券が」と加える。

第二十八条第七項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三 当該有価証券が新株予約権証券(これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。)である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権(これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。)を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。

第二十九条の四第一項第一号二中「投資助言・代理業を除く。」を削り、同項第二号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(適格投資家に関する業務についての登録等)

の特例)

第二十九条の五 第二十九条の登録を受けようとする者が投資運用業のうち次に掲げる全ての要件を満たすもの(以下この条において「適格投資家向け投資運用業」という。)を行おうとする場合における当該適格投資家向け投資運用業についての第二十九条の二第一項第五号及び前条第一項第五号イの規定の適用については、第二十九条の二第一項第五号中「投資運用業の種類」とあるのは「投資運用業の種類(第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業にあつては、これに該当する旨を含む。)」と、前条第一項第五号イ中「取締役会及び監査役」とあるのは「監査役」と、「取締役会設置会社」とあるのは「監査役設置会社若しくは委員会設置会社」とする。

一 全ての運用財産(第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。次号において同じ。)に係る権利者(第四十二条第一項に規定する権利者をいう。第二号第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。)の投資主(同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。)その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。)が適格投資家のみであること。

二 全ての運用財産の総額が投資運用業の実態及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める金額を超えないものであること。

2 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者が第二号第八項第十二号ロに掲げる契約に基づき次に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う権限の全部の委託を受けた者である場合におけるこの法律その他の法令の規定の適用については、当該金融商

品取引業者が適格投資家を相手方として行う当該有価証券の私募の取扱い(当該有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定めるものに限る。)を行う業務は、第二種金融商品取引業とみなす。

一 第二条第一項第十号に掲げる有価証券
二 第二条第一項第十一号に掲げる有価証券
三 第二条第一項第十四号に掲げる有価証券
又は同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)

四 第二条第一項第二十一号に掲げる有価証券のうち、同条第八項第十四号又は第十五号に規定する政令で定める権利を表示するもの

五 前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

品取引業者が適格投資家を相手方として行う当該有価証券の私募の取扱い(当該有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定めるものに限る。)を行う業務は、第二種金融商品取引業とみなす。

一 第二条第一項第十号に掲げる有価証券
二 第二条第一項第十一号に掲げる有価証券
三 第二条第一項第十四号に掲げる有価証券
又は同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)

四 第二条第一項第二十一号に掲げる有価証券のうち、同条第八項第十四号又は第十五号に規定する政令で定める権利を表示するもの

五 前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

3 第一項第一号及び前項の「適格投資家」とは、特定投資家その他その知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に準ずる者として内閣府令で定める者又は金融商品取引業者(第二十九条の登録を受けようとする者を含む。)と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。

4 第一項及び第二項の規定の適用については、次に掲げる者は、前項に規定する適格投資家に該当しないものとみなす。

一 その発行する資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)を適格投資家(前項に規定する適格投資家をいう。次号において同じ。)以外の者が取得している特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)

二 有価証券に対する投資事業に係る契約その他の法律行為が当該契約その他の法律行為に基づく権利が第二項第五号又は

第六号に掲げる権利に該当するものに限る。)で適格投資家以外の者を相手方とするものに基づき当該相手方から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて当該投資事業を行い、又は行おうとする者(当該投資事業に係る財産の運用が第三十四条に規定する金融商品取引業者等(投資運用業を行う者に限る。))その他の政令で定める者により行われる場合を除く。)

三 前二号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

5 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者が当該適格投資家向け投資運用業を行う場合における第二号第十一項、第六十六条の二第一項第四号及び第六十六条の十四第一号ハの規定の適用については、第二条第十一項中「第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業」とあるのは「第一種金融商品取引業」と、「同項」とあるのは「第二十八条第四項」と、第六十六条の二第二項第四号中「第一種金融商品取引業又は投資運用業(第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第六十六条の十四第一号ハにおいて同じ。)」とあるのは「第一種金融商品取引業」と、第六十六条の十四第一号ハ中「又は投資運用業」とあるのは「又は投資運用業(同条第四項に規定する投資運用業をいう。ハにおいて同じ。)」とする。

第三十一条の三の次に次の一条を加える。

(金融商品取引業を行う旨の表示等の禁止)
第三十一条の三の二 金融商品取引業者等第三十四条に規定する金融商品取引業者等(いう。金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業者第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務を含む。以下この条において同じ。)を行うことができる者以外の者は、次に掲げる行為をしてはならない。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十八号

平成二十三年五月十一日

一九

一 第三十六条の二第一項に規定する標識又はこれに類似する標識の掲示その他の金融商品取引業を行う旨の表示をすること。

二 金融商品取引業を行うことを目的として、金融商品取引契約(第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。)の締結について勧誘をすること(第二条第八項各号に掲げる行為に該当するものを除く。)

第三十三条の五第一項中(第三号にあつてはその行おうとする業務が投資助言・代理業のみであるときを除く。を削る。

第三十四条の二第五項及び第八項並びに第三十四条の三第四項及び第六項中「法律」の下に「第二十九条の五第三項及び」を加える。

第三十六条の二第二項中「以外の者」の下に「(金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者に限る。)」を加える。

第四十四条の四中「当該有価証券」の下に「第二条第六項第三号に掲げるものを行う金融商品取引業者にあつては、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券」を加える。

第六十一条第二項中「行う者」の下に「第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち、投資助言・代理業以外のものについて」を加え、同条第三項中「行う者」の下に「第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち、投資助言・代理業以外のものについて」を加え、「同号」を「第二条第八項第十五号」に改め、「第六十三条第二項」の下に「並びに第六十三条の三第一項及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

4 前二項の規定の適用を受ける者であつて第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち投資助言・代理業のみについて第二十九条の登録を受けた者が前二項の規定により行うことができるとされる業務を行う場合においては、この章第二節第一款及び第三

款の規定は、適用しない。

第六十三条の三第一項中「種別」の下に「その他内閣府令で定める事項」を加え、同条第二項中「第六十三条第五項を」第六十三条第三項、第五項に、「とあるのは、」とあるのは「に」改め、「金融商品取引業者等」との下に「第六十三条第三項中「前項」とあるのは「第六十三条の三第一項」と、「同項各号に掲げる事項」とあるのは「同項に規定する業務の種別その他内閣府令で定める事項」とを加える。

第六十六条第二項第一号ホ中「株式無償割当て」の下に「又は新株予約権無償割当て」を加える。

第六章中第七十一条の次に次の一条を加える。

(無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果)

第七十一条の二 無登録業者(第二十九条の規定に違反して内閣府令で定める事項を受けないで第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。以下この項において同じ。)が、未公開有価証券につき売付け等(売付け又はその媒介若しくは代理、募集又は売出しの取扱ひその他これらに準ずる行為として政令で定める行為をいう。以下この項において同じ。)を行った場合には、対象契約(当該売付け等に係る契約又は当該売付け等により締結された契約であつて、顧客による当該未公開有価証券の取得を内容とするものをいう。以下この項において同じ。)は、無効とする。ただし、当該無登録業者又は当該対象契約に係る当該未公開有価証券の売主若しくは発行者(当該対象契約の当事者に限る。)が、当該売付け等が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと又は当該売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときは、こ

の限りでない。

2 前項の「未公開有価証券」とは、社債券、株券、新株予約権証券その他の適正な取引を確保することが特に必要な有価証券として政令で定める有価証券であつて、次に掲げる有価証券のいずれにも該当しないものをいう。

一 金融商品取引所に上場されている有価証券

二 店頭売買有価証券又は取扱有価証券

三 前二号に掲げるもののほか、その売買価格又は発行者に関する情報を容易に取得することができる有価証券として政令で定める有価証券

第七十二条の二第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第六項中「第七条前段」を「第七十二条の四第一項及び第二項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第七十一条第二項中「次項を」以下この条に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定職員は、第七十八条第一項各号に掲げる事実、法令の適用並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎について変更内閣府令で定める範囲のものに限る。の必要があるとき、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第七十八号の七第六項及び第二十九項第一号から第四号までの規定中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第七十二条第三項中「住所」の下に「又は第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地」を加える。

第七十三号の二第一項中「次条」の下に「及び第七十三号の四」を加え、「及び次条」を「次条及び第七十三号の四」に改める。

第七十三号の三の次に次の一条を加える。(会計の専門家の活用等)

及び企業財務会計士その他の会計の専門家(次項において「会計の専門家」という。)の活用を通じて、経理に関する知識及び能力の維持向上を図り、この法律の規定により提出しなければならないとされる財務計算に関する書類その他財務に関する情報の適正性の確保に努めるものとする。

2 特定発行者は、内閣府令で定めるところにより、有価証券届出書及び有価証券報告書その他の政令で定める書類に、会計の専門家の活用状況に関する事項を記載しなければならない。

第七十七号第一項第一号中「第七条」を「第七十一条」に改める。

第七十七号の二第六号中「第七条」を「第七十一条」に改め、同条第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十号の三の次に次の三号を加える。

十の四 第二十九条の規定に違反して内閣府令で定める事項を受けないで金融商品取引業を行つた者

十の五 不正の手段により第二十九条の登録を受けた者

十の六 第三十六条の三の規定に違反して他人に金融商品取引業を行わせた者

第七十八号第一号を削り、同条第二号中「第二十九条」を削り、同号を同条第二号とし、同条第三号中「金融商品取引業」を削り、同号を同条第二号とし、同条第三号の二を同条第三号とし、同条第三号の三を同条第三号の二とする。

第二百条第二号中「第七条前段」を「第七条第一項前段」に改め、同条第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三 第三十一条の三の二の規定に違反した者

第二百五号の二の三第一号中「第六十三条第三項」の下に「第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。」を加える。

に基づき、当該物件を使用させる事業
イ 契約の対象とする物件（以下この号に
おいて「リース物件」という。）を使用させ
る期間（以下この号において「使用期間」
という。）の中途において契約の解除をす
ることができないものであること又はこ
れに準ずるものとして主務省令で定める
ものであること。

口 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に於いて譲渡するとした場合に見

込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするもので

あること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を

目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

一 前号に掲げる事業の代理又は媒介

第十一條第二項中「第三号の事業」の下に「並に同項第四号の事業のうち同条第二十三項各に掲げるもの」を加える。

（認会計士法の一部改正）

米 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三
の 一部を次のように改正する。

「第三十四条の六十六」を「第五章の五
第五章の六 企 審
三」に改める。

受けた者が、次の各号のいずれかに該当する
るときに改め、同条に次の各号を加え
る。

平成二十三年五月十一日

—

を目的とするものとして内閣府令で定めるもの（以下「会計専門職大学院」という。）の課程に在学する者であつて、短答式による試験の試験科目のうち企業法について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者が第二項第二号に規定する内閣府令で定める学位を授与されたときは、その申請により、その学位を授与された日から起算して一年を経過

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者であつて同項に規定する学位を授与されたる。る。

者が、対象実務に現に従事していると認められるものとして政令で定める要件に該当するときは、その申請により、その学位を授与された日から起算して七年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までに行われれる短答式による試験において、企業法の科目

第十條の見出しを「論文方式による試験科目の（一部免除等）」に改め、同条第三項中「前二項」を「第二項、第三項及び前項に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「論文方式による試験

試験科目のうちの一部の科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者については「前項の通知を受けた者」(次項において「科目合格者」という。)が、当該論文式による試験と同一の回の公認会計士試験

において短答式による試験に合格した者(前条第一項の規定により短答式による試験を免除された者及び同条第二項、第五項又は第六項の規定により試験科目の全部について試験を免除されることとなつた者を含む。)であるときは、一に、

「二年を一年」に、「当該科目を」試験において、当該通知に係る科目」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、科目合格者が対象実務に現に従事していると認められるもの

として政令で定める要件に該当するときは、その申請により、その者が合格した同項に規定する短答式による試験に係る合格発表の日（前条第一項の規定により短答式による試験を免除された者については第二項の通知が発せられた日とし、同条第二項、第五項又は第六項の規定により試験科目の全部については試験を免除されることとなつた者については同条第二項第二号に規定する内閣府令で定める学位を授与された日とする。）から起算して七年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までに行われる論文式による試験において、第二項の通知に係る科目についての試験を免除する。

第十條第一項の次に次の一項を加える。

2 公認会計士・監査審査会は、論文式による試験において試験科目のうち一部の科目について相当と認める成績を得た者に対し、その旨を通知するものとする。

第十四條中「この法律」を「この章」に改める。

第十五條第一項に次の一号を加える。

三 会計専門職大学院の修業年限の二分の一に相当する期間（商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第四條第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された場合に限るものとし、当該期間が一年を超える場合は一年とする。）

第十五條第二項中「この法律」を「前項」に、「について」を「に」に改める。

第十六條を次のように改める。

（実務研修終了後の審査合格の確認）

第十六條 内閣総理大臣は、公認会計士試験に合格した者が、実務研修（公認会計士となるために必要な実務能力を修得させるための研修をいう。以下この条において同じ。）を終了した後に、当該実務能力を修得したかどうかを判定するための審査（以下この条において単に「審査」という。）に合格したときは、第六

項の規定による報告に基づき、その旨の確認をするともに、当該確認をしたことを審査に合格した者に通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、実務研修の実施に関する基準（以下「実務研修基準」という。）及び審査の実施に関する基準（以下「審査基準」という。）を定め、実務研修を公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する団体（以下この条において「実務研修団体」という。）に、審査を日本公認会計士協会に、行わせるものとする。

3 実務研修団体にならうとする者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならぬ。

4 内閣総理大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請をした者が実務研修基準に適合した実務研修を行うに足りる能力を備えていると認めるときは、その認定を行うものとする。

5 実務研修団体は、実務研修基準に従い、公認会計士試験に合格した者に実務研修を受講させ、当該受講者が実務研修を終了したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該実務研修を終了した者（以下この項及び次項において「研修終了者」という。）の氏名その他研修終了者に関し内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告し、及び日本公認会計士協会に通知しなければならない。

6 日本公認会計士協会は、前項の規定による通知を受けたときは、審査基準に従い、当該通知に係る研修終了者について審査を実施し、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該審査の結果を内閣総理大臣に報告し、及び実務研修団体に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、実務研修団体が行う実務研修が実務研修基準に照らして適当でないと認めるときは、当該実務研修団体に對し、必要な指示をすることができ。

8 内閣総理大臣は、実務研修団体が実務研修基準に適合した実務研修を行うに足りる能力を欠くに至つたと認めるとき、若しくは前項の規定による指示に従わないとき、又は実務研修団体から実務研修団体としての認定の取消しの申請があつたときは、第四項の規定による認定を取り消すことができる。

9 内閣総理大臣は、日本公認会計士協会が行う審査が審査基準に照らして適当でないと認めるときは、日本公認会計士協会に對し、必要な指示をすることができ。

10 実務研修団体は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、実務研修の実施に関する報告書を作成し、内閣総理大臣及び日本公認会計士協会に提出しなければならない。

11 日本公認会計士協会は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、審査の実施に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

12 日本公認会計士協会が実務研修団体である場合における第五項、第六項及び第十項の規定の適用については、第五項中「報告し、及び日本公認会計士協会に通知しなければならない」とあるのは「報告しなければならない」と、第六項中「通知を受けた」とあるのは「報告をした」と、「当該通知」とあるのは「報告」と、「報告し、及び実務研修団体に通知しなければならない」とあるのは「報告しなければならない」と、第十項中「内閣総理大臣及び日本公認会計士協会」とあるのは「内閣総理大臣」とする。

13 前各項に定めるもののほか、実務研修及び審査の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第十七條中「この章」の下に「（第十八條の二第三号を除く。）」を加える。

いる者
第十九條第三項中「第二十一條第二項」を「第二十一條第三項」に改める。

第二十一條第一項第四号及び第三項を削り、同条第二項中「前項第四号」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、公認会計士の登録を抹消することができる。

一 公認会計士が心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

二 公認会計士が二年以上継続して所在不明であるとき。

第二十一條に次の一項を加える。

4 第二項第一号の規定による登録の抹消については第十九條第四項並びに第十九條の二第一項及び第三項の規定を、第二項第二号の規定による登録の抹消については同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。

第二十二條中「關して」を「關し」に改める。

第三十四條の四第二項第一号中「第三十一條」の下に「第三十四條の七十三において読み替えて準用する場合を含む。」を加える。

第三十四條の五第二号を次のように改める。

二 第十六條第一項に規定する実務研修

第三十四條の十の十第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第七号及び第八号中「第三十一條」の下に「第三十四條の七十三において読み替えて準用する場合を含む。」を、「公認会計士」の下に「又は企業財務會計士」を加える。

第三十四條の十三第二項中「第四十四條第一項第十二号」を「第四十四條第一項第十三号」に改める。

第三十四條の二十一第六項及び第三十四條の二十九第六項中「公認会計士」の下に「又は特定社員である企業財務會計士」を、「第三十一條」

の下に「第三十四条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。」を加える。

第三十四条の四十三第二項中「次項」を「以下この条に改め、同条に次の一項を加える。」

4 指定職員は、第三十条第一項若しくは第二項又は第三十四条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定する事実、法令の適用並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎について変更（内閣府令で定める範囲のものに限る。）の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第三十四条の五十五中「第九十九条、第一百一条から第三十三条まで、第五十五条、第六十六条、第七十七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項、第八十八条並びに第九十九条を」第九十九条及び第一百一条から第九十九条まで「に、」とあり、及び「を」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第四十四条第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは「被審人又はその代理人」と、「受審裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、「に改め、」職員」との下に「同項第三号中「訴訟記録」とあるのは「事件記録」とを加える。

第三十四条の五十八に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができる。

第五章の五の次に次の一章を加える。

第五章の六 企業財務会計士

（業務）

第三十四条の六十七 企業財務会計士は、企業財務会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、業として第二十条第二項の業務を営むことができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

2 企業財務会計士は、前項に規定する業務のほか、企業財務会計士の名称を用いて、第二十条第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助することができる。

（資格）

第三十四条の六十八 公認会計士試験に合格した者であつて、第三十四条の七十一第一項に規定する実務従事等の期間が二年以上である者は、企業財務会計士となる資格を有する。

（欠格事項）

第三十四条の六十九 第四条各号のいずれかに該当する者は、企業財務会計士となることできない。

（実務従事等）

第三十四条の七十 実務従事等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問わず、次に掲げる期間を通算した期間とする。

一 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間

二 第二条第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助した期間

三 会計専門職大学院の修業年限に相当する期間（商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第四十四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された場合に限る。）

2 前項に定めるもののほか、実務従事等に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

（登録の義務）

第三十四条の七十一 企業財務会計士となる資格を有する者が、企業財務会計士となるには、企業財務会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録（次条において単に「登録」という。）を受けなければならない。

2 前項の登録については、第十八条から第十二条までの規定を準用する。この場合において、第十八条中「公認会計士名簿及び外国

公認会計士名簿」とあるのは「企業財務会計士名簿」と、第十八条の二第三号中「企業財務会計士」とあるのは「公認会計士」と、第十九条の二第一項中「前条第三項」とあるのは「第三十四条の七十一第二項において準用する前条第三項」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「第三十四条の七十一第二項において準用する前条第一項」と、第二十一条の二中「公認会計士又は外国公認会計士」とあるのは「企業財務会計士」と、第二十一条の三中「公認会計士又は外国公認会計士」とあるのは「企業財務会計士」と、「第二十一条第一号又は第十六条の二第五項第一号（第二十一条第一項第一号の規定に係る場合に限る。）の規定による」とあるのは「第三十四条の七十一第二項において準用する第二十一条第一号の規定による」と、第二十一条中「公認会計士名簿」とあるのは「企業財務会計士名簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（懲戒の種類）

第三十四条の七十二 企業財務会計士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

一 戒告

二 二年以内の業務の停止

三 登録の抹消

（公認会計士の義務及び責任に関する規定の準用）

第三十四条の七十三 第二十六条から第二十八条まで、第二十八条の三、第三十一条及び第三十二条から第三十四条の二までの規定は、企業財務会計士について準用する。この場合において、第二十八条の三中「第二項第一項又は第二項」とあるのは「第三十四条の六十七第一項」と、第三十一条第一項中「第三十四条の二」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十四条の二」と、「第二十九条各号」とあるのは「第三十四条の七十一各号」と、同条第二項中「第二十九条第一号又は第

二号」とあるのは「第三十四条の七十二第一号又は第二号」と、第三十二条第一項及び第三項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、同条第四項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、「第二十九条第一号又は第二号」とあるのは「第三十四条の七十二第一号又は第二号」と、同条第五項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、「第三十三条第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する前条第二項」と、第三十四条第一項中「前条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する前条」と、同条第二項中「懲戒処分若しくは第三十四条の五十三第一項から第三項までの規定による決定がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定若しくは同条第六項の規定による決定」とあるのは「懲戒処分がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定」と、同条第三項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、第三十四条の二中「若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は公認会計士が行う第二項第一項の業務が著しく不当と認められる場合において、当該公認会計士が行う同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認められるとき」とあるのは「又はこの法律に基づく命令に違反したとき」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十五条第二項第一号中「及び外国公認会計士」を「、外国公認会計士及び企業財務会計士」に改める。

第四十条第二項中「決する」を「決し、可否同数のときは会長の決するところによる」に改める。

第四十三条第二項中「並びに公認会計士」の下

に「企業財務会計士」を、「登録」の下に「並びに公認会計士となるために必要な実務能力の養成及び判定」を加える。

第四十四条第一項第三号中「種別」の下に「公認会計士及び監査法人並びに企業財務会計士の種別をいう。」を加え、同項第七号中「公認会計士」の下に「企業財務会計士」を加え、同項第十一号を次のように改める。

十一 協会が第十六条第二項に規定する実務研修団体である場合にあつては、同条第一項に規定する実務研修に関する規定

第四十四条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「会員」の下に「企業財務会計士である者を除く。」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 第十六条第一項に規定する考查に関する規定

第四十六条の二中「公認会計士及び監査法人」の下に「並びに企業財務会計士」を、「公認会計士」の下に「又は企業財務会計士」を加える。

第四十六条の九中「公認会計士」の下に「又は企業財務会計士」を加える。

第四十六条の九の二第二項中「会員」の下に「（企業財務会計士である者を除く。）」を加える。

第四十六条の十第一項中「第三十条、第三十一条」の下に「第三十四条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。」を加える。

第四十六条の十一第二項中「第十九条第三項」の下に「（第三十四条の七十一第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第二十一条第一項第四号」を「第二十一条第二項（第三十四条の七十一第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 企業財務会計士でない者は、企業財務会計

士の名称又は企業財務会計士と誤認させるような名称を使用してはならない。

第四十九条の二中「外国公認会計士」の下に「企業財務会計士」を加える。

第四十九条の三の見出しを「報告徴収及び立入検査」に改め、同条第一項中「公認会計士」を「公認会計士」に改め、「対し」の下に「第三十四条の六十七の業務に関し企業財務会計士に對し、それぞれを加える。

第五十一条中「外国公認会計士」の下に「企業財務会計士」を加える。

第五十二条第一項中「第十六条の二第六項」の下に「及び第三十四条の七十三」を加える。

第五十三条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第四十八条第二項の規定に違反した者

第五十三条第二項中「規定を」の下に「適用せず、同条第四号に該当する者については、同項第五号の規定を」を加える。

第五十三条の四中「第五号」を「第六号」に改める。

第五十四条に次の一号を加える。

四 企業財務会計士となる資格を有する者（第四条各号のいずれかに該当する者を除く。）で第四十八条第二項の規定に違反したものの

第五十五条中「及び第三十四条の二十九第四項」を、「第三十四条の二十九第四項及び第三十四条の七十三」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第五十条 水産業協同組合法 昭和二十三年法律第二百四十二号の一部を次のように改正する。

第十一条の四第二項中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項」を「第十一条第三項」に改める。

第八十七条第三項中「附帯する事業」の下に「若しくは同項第五号の事業のうち次に掲げるもの（これに附帯する事業を含む。）」を加え、同

項に次の各号を加える。

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

イ 契約の対象とする物件（以下この号及び第九十七条第二項第一号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号及び同項第一号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するとしてした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二 前号に掲げる事業の代理又は媒介

第八十七条第九項中「第四号の事業」の下に「並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業」を加え、「同項第二号」を「第四項第二号」に改め、「前項の事業」の下に「並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業」を加える。

第九十二条第一項中「すべて」を「全て」に、「同条第三項から第五項まで」を「第八十七条第三項各号」とあるのは「同条第三項各号」と、「第十一条第三項から第五項まで」に改める。

第九十六条第一項中「同条第三項から第五項

まで」を「同項第五号」とあるのは「同項第三号」と、「第十一条第三項から第五項まで」に、「同条第二項から第四項まで」を「第九十三条第二項から第四項まで」に改める。

第九十七条第二項中「附帯する事業」の下に「若しくは同項第三号の事業のうち次に掲げるもの（これに附帯する事業を含む。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

イ 使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するとしてした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二 前号に掲げる事業の代理又は媒介

第九十七条第七項中「第四号の事業」の下に「並びに第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会が行う第二項各号に掲げる事業」を加え、「同項第二号」を「第三項第二号」に改め、「第四項の事業」の下に「並びに第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会が行う第二項各号に掲げる事業」を加える。

第一百条第一項中「第九十七条第一項第一号及び第二号」との下に、「同項第五号の事業のう

ち第八十七条第三項各号」とあるのは「同項第三号の事業のうち同条第二項各号」と、「第十一条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第三項から第五項まで」とを加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項中第二十一号を第二十三号とし、第二十号の次に次の二号を加える。

二十一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基つき、当該物件を使用させる事業(組合員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもの)のためにするものに限る。

イ 契約の対象とする物件(以下この号において「リース物件」という。)を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十二 前号に掲げる事業の代理又は媒介第九条の九第六項第一号中「から第二十一号まで」を「から第二十三号まで」に改める。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十八号

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第七条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「名称」の下に「(当該委託者が適格投資家向け投資運用業(金融商品取引法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。)を行うことにつき同法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)」を加え、同項第十四号中「名称」の下に「(当該委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)」を加える。

第六条第六項第一号中「名称」の下に「(当該委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)」を加え、同項第九号中「名称」の下に「(当該委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)」を加える。

第十一条を次のように改める。

(特定資産の価格等の調査)

第十一条 投資信託委託会社は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産(土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であつて政令で定めるものに限る。)の取得又は譲渡が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であつて利害関係人等(当該投資信託委託会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。次項並びに第十三条第一項第二号及び第三号において同

じ。)でないものに行わせなければならない。ただし、当該取得又は譲渡に先立つて当該鑑定評価を行わせている場合は、この限りでない。

2 投資信託委託会社は、運用の指図を行う投資信託財産について前項に規定する特定資産以外の特定資産(金融商品取引法第二十条第六項に規定する金融商品取引所に上場されている有価証券その他の内閣府令で定める資産(以下「指定資産」という。)を除く。)の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資信託委託会社、その利害関係人等及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項の調査を行わせなければならない。ただし、当該行為に先立つて当該調査を行わされている場合は、この限りでない。

第二十六条第三項中「所在地」の下に「又は第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地」を加える。

第四十九条第二項第十五号及び第五十条第二項第九号中「名称」の下に「(当該委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)」を加える。

第二百一条を次のように改める。

(特定資産の価格等の調査)

第二百一条 資産運用会社は、資産の運用を行

う投資法人について特定資産(土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であつて政令で定めるものに限る。)の取得又は譲渡が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であつて利害関係人等(当該資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。次項及び第二十三条第二項において同じ。)でないものに行わせなければならない。ただし、当該取得又は譲渡に先立つて当該鑑定評価を行わされている場合は、この限りでない。

2 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について前項に規定する特定資産以外の特定資産(指定資産を除く。)の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資法人、その資産運用会社(その利害関係人等を含む。)及びその資産保管会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項の調査を行わせなければならない。ただし、当該行為に先立つて当該調査を行わされている場合は、この限りでない。

第二百二条第二項中「同条第一項」を「同条」に改める。
第二百二十三条の三第一項の表第二十九条の四第一項第一号二の項を次のように改める。

第二十九条の四	
第一項第一号二	金融商品取引業 金融商品取引業(業として特定投資運用行為を行うとする場合にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を含む。)

第二百二十五条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「及び第三項」を「から第四項までに改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項までに改め、同項

を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 金融庁長官は、第一項の規定により委任さ

れた権限前二項の規定により委員会に委任されたものを除く。のうちに、次に掲げるものを委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 第二十六條第一項(第五十四條第一項において準用する場合を含む。)、第六十條第一項、第二百十九條第一項及び第二百二十三條第二項の規定による権限

二 第二十六條第七項(第五十四條第一項において準用する場合を含む。)、第六十條第三項、第二百十九條第三項及び第二百二十三條第三項において準用する金融商品取引法第二百八十七條の規定による権限

第二百二十五條の二中「同條第六項」を「同條第七項」に改める。

第二百四十八條第一号中「第二百四十條を」
「第二百三十九條第二号、第二百四十條」に改め、同條第四号中「第二百三十九條」の下に「第二号を除く。」を加える。

(信用金庫法の一部改正)
第八條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項に次の二号を加える。
十七 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基つき、当該物件を使用させる業務(会員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもの)のためにするものに限る。)

イ 契約の対象とする物件(以下この号及び次條第四項第十七号において「リース物件」という。)を使用させる期間(以下この号及び同項第十七号において「使用期間」という。)(中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するものとして内閣府令で定められるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十八 前号に掲げる業務の代理又は媒介
第八十九條第六項中「次條第四項」を「第五十三條第四項」に改める。

込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十八 前号に掲げる業務の代理又は媒介
第五十四條第四項に次の二号を加える。

十七 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基つき、当該物件を使用させる業務(会員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもの)のためにするものに限る。)

イ 使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するものとして内閣府令で定められるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十八 前号に掲げる業務の代理又は媒介
第八十九條第六項中「次條第四項」を「第五十三條第四項」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)
第九條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項に次の二号を加える。

十三 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基つき、当該物件を使用させる業務

イ 契約の対象とする物件(以下この号において「リース物件」という。)(以下この号において「使用期間」という。)(中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するものとして内閣府令で定められるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十四 前号に掲げる業務の代理又は媒介
第十條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項に次の二号を加える。
二十二 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基つき、当該物件を使用させる業務(会員又はこれに準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの)のためにするものに限る。)

イ 契約の対象とする物件(以下この号及び次條第一項第二十号において「リース物件」という。)(以下この号及び同項第二十号において「使用期間」という。)(中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるもの)のためにするものに限る。)

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるもの)のためにするものに限る。)

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

イ 契約の対象とする物件(以下この号及び次條第一項第二十号において「リース物件」という。)(以下この号及び同項第二十号において「使用期間」という。)(中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるもの)のためにするものに限る。)

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十三 前号に掲げる業務の代理又は媒介
第五十八條の二第一項に次の二号を加える。

二十 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基つき、当該物件を使用させる業務(会員又はこれに準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの)のためにするものに限る。)

イ 使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるもの)のためにするものに限る。)

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十三 前号に掲げる業務の代理又は媒介
第五十八條の二第一項に次の二号を加える。

二十 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基つき、当該物件を使用させる業務(会員又はこれに準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの)のためにするものに限る。)

会社以外の者であつて政令で定めるものが当該資産の価格につき調査した結果
第二百二十二条第一項第二十二号、第五百五十一条第三項第二号及び第五項、第五百五十二条第一項第四号、第五百五十三条第三項ただし書、第五百五十七条(見出しを含む)並びに第五百五十九条第一項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第六十号条第一項第七号中「特定資産」の下に「(従たる特定資産を除く。)」を加え、「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第六十一号条第二項及び第六百八十九条第三号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第六百九十九号条を次のように改める。

第二百条第二項を削り、同条第三項中、「第一項」を、「前項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 従たる特定資産(前各号に掲げる資産に該当するものを除く。)

第二百条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「特定資産」の下に「(従たる特定資産を除く。)」を加え、「この条」を「この項」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、同項を同条第三項とする。

第二百一条を次のように改める。

第二百一条 削除

第二百二条中「第二百条第三項及び第四項」を「第二百条第二項及び第三項」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第二百三条中「第二百条第三項及び第四項」を「第二百条第二項及び第三項」に改める。

第二百八条第一項中「特定資産」の下に「(従たる特定資産を除く。)」を加える。

第二百十号条中「すべて」を「全て」に、「に限り」を「には」に改め、「特定資産を取得するために必要な」を削る。

第二百十一号条を次のように改める。

第二百十一号条 特定目的会社が行う資金の借入

れであつて、前条の規定により行う資金の借入れ以外のものについては、次の各号に掲げる資金の借入れの区分に応じ当該各号に定める場合に限り、行うことができるものとする。

一 特定社債、特定約束手形又は特定借入れに係る債務の履行に充てるための資金の借入れ(当該資金の借入れに係る債務の履行に充てるために更に資金の借入れを行う場合を含む) 借入期間が一年以内である場合

二 前号に掲げる資金の借入れ以外の資金の借入れ 資産対応証券の発行又は特定借入れを行う場合における一時的な資金繰りのために資金の借入れを行う場合その他投資者の保護に反しない場合として内閣府令で定める場合

第二百三十三号条及び第二百二十五条第二項第三号中「特定資産」の下に「(従たる特定資産を除く。)」を加える。

第二百二十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、資産信託流動化計画に記載又は記録された事項の変更であつて、特定資産の取得の時期の確定に伴う変更その他の軽微な変更として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

第二百二十七条第二項中「(次条において「変更届出」という。)」を削る。

第二百三十号条第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「受ける種類の受益権」の下に「(以下この項において「社債的受益権」という。)」を加え、「種類以外の種類の受益権を定めること」を「社債的受益権の元本があらかじめ定められた時期に償還されるものであること、当該社債的受益権に係る受益証券の権利者が権利者集会の決議次に掲げるものを除く。)」について議決権を有しないこと」に改め、同号に次のように加える。

イ 第二百六十九号条第一項第一号の承諾を

行う権利者集会の決議

口 第二百七十三号条第一項の権利者集会の決議

ハ 第二百七十四号条第一項の権利者集会の決議

ニ 第二百七十五号条第一項(第二百七十九号条第三項において準用する場合を含む)の承認を行う権利者集会の決議

ホ 第二百七十六号条第一項の権利者集会の決議

ヘ 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三百三十二号の第二項の承認を行う権利者集会の決議

第二百三十号条第一項第四号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 社債的受益権であつて、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならない旨の条件が付されているものその他の原委託者の信用状態が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの(第二百三十四号条第五項第一号において「特別社債的受益権」という。)を定める場合には、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等に通知しなければならないこと。

第二百三十四号条第五項第一号中「である旨」の下に「(当該受益証券が特別社債的受益権に係るものであるときは、その旨を含む。)」を加える。

第二百八十四号条第三項中「第二百条第四項」を「第二百条第三項」に改める。

第三百十一号条第一項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正)

第十四条 特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「(第一号から第三号まで)」を「又は合同会社(第一号から第五号まで)」に改め、

同号を同条第十三号とし、同条第五号中「登録投資法人」の下に「(第五号に掲げる者を除く。)」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第四号中「特定目的会社」の下に「(第五号に掲げる者を除く。)」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の六号を加える。

五 前各号に掲げる者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、前各号に掲げる者を除く。)

六 会社法第二条第二号に規定する外国会社であつて、次のいずれかに該当するもの(前号に掲げる者を除く。)

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える者

ロ 会社法第八百九十九号第一項に規定する貸借対照表に相当するものにおける純資産の額に相当するものの額が十億円を超える者

ハ 金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場に上場されている有価証券の発行者である者

七 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第五項に規定する相互会社

八 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者(第一号から第六号までに掲げる者を除く。)

九 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社(第一号から第五号までに掲げる者を除く。)

十 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者株式会社であるものに限り、第一号から第五号まで及び第八号に掲げる者を除く。)

第二条第二号の次に次の一号を加える。

三 会社法第二條第二十四号に規定する最終事業年度の末日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。第六号ロにおいて同じ。)が十億円を超える株式会社(前二号に掲げる者を除く。)

第二条に次の一項を加える。

2 特定融資枠契約の当事者の一方である借主が前項第六号に規定する外国会社である場合において、同号イに規定する資本金の額若しくは出資の総額又は同号ロに規定する純資産の額に相当するものを本邦通貨に換算するときは、特定融資枠契約を締結する時の外国為替相場(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。)によるものとする。

第三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十五条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項に次の二号を加える。

二十 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものにに基づき、当該物件を使用させる業務

イ 契約の対象とする物件(以下この号において「リース物件」という。)を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)(中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用とし

て主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十一 前号に掲げる業務の代理又は媒介
附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七条の二第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十号の三の次に三号を加える改正規定、同法第九十八号及び第二百七条第一項第三号の改正規定並びに同項第六号の改正規定(「第九十八号(第五号及び第八号を除く。)」を「第九十八号第四号の二」に改める部分に限る。)、第七條中投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十八号の改正規定並びに附則第四十五号及び第四十六号の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定、同法第三十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第三十六条の二第二項の改正規定、同法第六章中第七十一条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条及び第九十二条第三項の改正規定、同法第二百条第十二号の二の次に一号を加える改正規定、同法第二百七条第一項第五号の改正規定並びに同項第六号の改正規定(「第二百条第十七号」を「第二百条第十二号の三、第十七号」に改める部分に限る。)、第二条の規定、第四條中公認会計士法第三十四条の四十三、第三十四条の五十五、第三十四条の五十八及び第四十条第二項の改正規定、第七條中投資信託及び投

資法人に関する法律第十一条、第二十六条第三項、第二百一条、第二百二条第二項、第二百二十五号及び第二百二十五条の二の改正規定、第十一条中銀行法第二十条及び第五十二条の二十八の改正規定、第十二条中保険業法第九十八条第二項にただし書を加える改正規定及び同法第三百三十三条第一項の改正規定、第十三条の規定並びに附則第八号、第十条、第十八条から第二十条まで、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで、第三十七号、第三十八号及び第四十一条から第四十条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第九十三条の二第一項の改正規定及び同法第九十三条の三の次に一条を加える改正規定、第四條の規定(公認会計士法第三十四条の四十三、第三十四号の五十五、第三十四号の五十八及び第四十条第二項の改正規定を除く。並びに附則第九号、第十二号から第十六号まで、第二十二号、第二十五号、第二十九号、第三十条、第三十二条、第三十五号、第三十九号、第四十条及び第四十四号の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。)(第五号、第七号、第九号及び第十号(これらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に開始する有価証券の募集又は売出し(新金融商品取引法第五条第一項(新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。))について適用し、施行日前に開始した有価証券の募集又は売出し(第一条の規定による改正前の金融商品取引法(以下「旧金融商品取引法」という。))第五条第一項(旧金融商

品取引法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。))については、なお従前の例による。

第三条 新金融商品取引法第十三条第一項及び第十五条第二項(これらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に開始する新株予約権証券の募集(新金融商品取引法第十三条第一項(新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。))次条において同じ。))に規定する新株予約権証券の募集をいう。))について適用し、施行日前に開始した新株予約権証券の募集(旧金融商品取引法第十三条第一項(旧金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。))において同じ。))に規定する募集として行われる新株予約権証券の募集をいう。))については、なお従前の例による。

第四条 新金融商品取引法第十三条第二項及び第二十三条の十二第七項(これらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に開始する有価証券の募集又は売出し(新金融商品取引法第十三条第一項に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。))について適用し、施行日前に開始した有価証券の募集又は売出し(旧金融商品取引法第十三条第一項に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。))については、なお従前の例による。

第五条 新金融商品取引法第二十四条の五(新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定は、新金融商品取引法第二十四条の五第四項に規定する会社が施行日以後に同項に規定する場合に該当することとなる場合における同項に規定する臨時報告書の提出について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の五第四項(旧金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))に規定する会社が同項に規定する場合に該当することと

なつた場合における同項に規定する臨時報告書の提出については、なお従前の例による。

第六条 新金融商品取引法第二十七条の二第一項ただし書の規定は、施行日以後に会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条の規定により割り当てられる新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等について適用し、施行日前に同条の規定により割り当てられた新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等については、なお従前の例による。

第七条 新金融商品取引法第六十六条の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する重要事実（同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては、当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等について適用し、施行日前に生じた旧金融商品取引法第六十六条第一項に規定する重要事実（同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては、当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日前に行われ、かつ、当該事項を行わない旨の決定が施行日以後に行われた場合に係るものを含む。）を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等については、なお従前の例による。

第八条 新金融商品取引法第七十一条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後に締結される新金融商品取引法第七十一条の二第一項に規定する対象契約について適用する。

第九条 新金融商品取引法第九十三条の四第二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後最初に開始する事業年度終了の日後に開始する有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書

及び第三号施行日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書について適用する。

（無尽業法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第二条の規定による改正後の無尽業法（以下この条において「新無尽業法」という。）第十七条第七項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る新無尽業法第十七条第三項の規定による公告について適用する。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 第三条の規定による改正後の農業協同組合法（以下この条において「新農協法」という。）第十一条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの（以下この条において「特定リース事業」という。）を行つてゐる農業協同組合の当該特定リース事業に係る信用事業規程（新農協法第十一条第一項の信用事業規程をいう。）の記載事項及び変更については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に特定リース事業を行つてゐる農業協同組合の当該特定リース事業に係る会計については、新農協法第十一条の六の規定は、施行日から起算して二年を経過する日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に公認会計士となる資格を有する者（公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号。附則第三十五条を除き、以下「平成十五年公認会計士法改正法」という。）附則第三条各号の規定により公認会計士となる資格を有するものとみなされる者を含む。）は、第四条の規定による改正後の公認会計士法（以下「新公認会計士法」という。）第三条の規定により公

認会計士及び新公認会計士法第三十四条の六十八に規定する企業財務会計士となる資格を有するものとみなす。

2 第三号施行日前に第四条の規定による改正前の公認会計士法（以下「旧公認会計士法」という。）の規定による公認会計士試験に合格した者に係る公認会計士となる資格については、なお従前の例による。

第十三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧公認会計士法第九条第三項に規定する者である者に対する短答式による試験の免除については、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧公認会計士法第十条第二項に規定する者である者に対する論文式による試験科目の一部の科目の免除については、なお従前の例による。

第十四条 新公認会計士法第九条第三項から第七項まで及び第十条第二項から第五項までの規定は、第三号施行日以後に実施される公認会計士試験から適用する。

第十五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧公認会計士法第十六条第一項に規定する実務補習を行つてゐる者は、第三号施行日において現に当該実務補習を受けてゐる者が当該実務補習の全ての課程を修了するまでの間において、当該者に対して、当該実務補習を行うものとする。この場合において、旧公認会計士法第十六条、第三十四条の五第二号及び第四十四条第一項第十一号の規定は、なおその効力を有する。

2 第三号施行日以後に前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧公認会計士法第十六条第七項の規定による確認を受ける者は、新公認会計士法第十六条第一項の規定による内閣総理大臣の確認を受ける者とみなす。

3 第三号施行日前に旧公認会計士法第十六条第七項の規定による確認を受けた者であつて旧公認会計士法第十七条に規定する登録を受けていない者は、新公認会計士法第十六条第一項の規

定による内閣総理大臣の確認を受けた者とみなす。

4 平成十五年公認会計士法改正法第二条の規定による改正前の公認会計士法第十二条（平成十五年公認会計士法改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定による実務補習を修了した者は、新公認会計士法第十六条第一項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者とみなす。

第十六条 新公認会計士法第二十一条第二項第二号の規定は、第三号施行日以後二年以上継続して所在不明である者について適用する。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 第五条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下この条において「新水協法」という。）第十一条の四第二項及び第三項（これらの規定を新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に新水協法第九十六条第一項第五号の事業又は新水協法第九十三条第一項第三号の事業のうち新水協法第八十七条第三項各号に掲げるもの（以下この条において「特定リース事業」という。）を行つてゐる漁業協同組合又は水産加工業協同組合の当該特定リース事業に係る信用事業規程（新水協法第十一条の四第一項（新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の信用事業規程をいう。）の記載事項及び変更については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に特定リース事業を行つてゐる漁業協同組合又は水産加工業協同組合の当該特定リース事業に係る会計については、新水協法第十一条の十四（新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日から起算して二年を経過する日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

（銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第十一条の規定による改正後の銀行法（次項及び附則第四十二条において「新銀行法」という。）第二十条第七項の規定は、第二号施行日以後に終了する事業年度に係る同条第四項の規定による公告について適用する。

2 新銀行法第五十二条の二十八第六項の規定は、第二号施行日以後に終了する事業年度に係る同条第三項の規定による公告について適用する。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 第二号施行日前に第十二条の規定による改正前の保険業法第九十八条第二項の認可を受けている業務であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第十二条の規定による改正後の保険業法第九十八条第二項ただし書の規定により届け出ることをもつて足りることとされているものについては、第二号施行日において同項ただし書の規定による届出があつたものとみなす。

（資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 第十三条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（次項において「新資産流動化法」という。）第四十条第一項の規定は、第二号施行日以後に優先出資を引き受ける者の募集を決定する場合について適用し、第二号施行日前に優先出資を引き受ける者の募集を決定した場合については、なお従前の例による。

2 新資産流動化法第二百二十二条第一項の規定は、第二号施行日以後に特定社債を引き受ける者の募集を決定する場合について適用し、第二号施行日前に特定社債を引き受ける者の募集を決定した場合には、なお従前の例による。

（特定融資枠契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 第十四条の規定による改正後の特定融資枠契約に関する法律の規定は、この法律の施行後に締結される特定融資枠契約について適用する。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十八号

（政治資金規正法の一部改正）

第二十二條 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十三第六項中「である公認会計士」の下に「（登録政治資金監査人が行つた第一項の政治資金監査の業務を補助した公認会計士及び企業財務会計士を含む。）を、（同法の下に「第三十四条の七十三及び」を、「又は第三項及び」第三十三条の下に「（同法第三十四条の七十三において準用する場合を含む。）を加える。（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）」

第二十三條 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の五第二項中「次条第四項」を「第五十三條第四項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十四條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の七第四号の次に次の一号を加える。

四の二 資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託で次に掲げる要件の全てを満たすものの原委託者同法第二百二十四条に規定する原委託者をいい、当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。が、当該特定目的信託の信託財産に属する不動産（同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等が、当該特定目的信託の効力が生じた時に当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであつて、当該原委託者に賃貸したものに限る。）を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻す場合における当該不動産の取得イ 当該特定目的信託に係る信託契約において、資産の流動化に関する法律第二百

平成二十三年五月十一日

三十条第一項第二号に規定する社債的受益権（ハにおいて「社債的受益権」という。）の定めがあること及び当該社債的受益権の元本の償還に関する事項として政令で定める事項を定めていること。

（税理士法の一部改正）

第二十五条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十六條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五條の三の見出し中「利子」を「利子等」に改め、同条第一項中「その利子」の下に「又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）を加え、「受け取る利子」を受ける利子等」に改め、同項各号中「利子」を「利子等」に改め、同条第二項中「発行をする者」を「発行する特定振替社債等のうち政令で定めるものにあつては、政令で定める者。以下この条第四項第二号を除く。）において同じ。」に、「発行をする者」との「を」「発行する者」との「利子」を「利子等」に改め、同条第三項中「利子」を「利子等」に、「発行をする者」を「発行する者」に改め、同条第四項第一号中「利子」を「利子等」に、「発行をする者」を「発行する者」に改め、同条第五項中「特定振替社債等の利子」を「特定振替社債等の利子等」に改め、同項の表前条第三項の項中「利子」を「利子等」に改め、「振替地方債」の下に「の利子」を、「特定振替社債等」の下に「の利子等」を加え、同表前条第六項の項中

三二

のは「配当等(第五条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」

振替国債又は当該振替 地方債		特定振替社債等	
以下この条		第二号及び第三項	
利子等		利子	
特定振替社債等		振替国債又 地方債	
第二号及び第三項		以下この条	
利子等		利子	

子」を「利子等」に改め、同条第六項中「発行をした者で」を「発行者は、」に、「利子につき」を「利子等につき」第九条の六第四項又は「」を「しなかつたものは」を「がされなかつた場合には」に、「発行をした者の」を「発行者の」に改め、同条第七項中「利子」を「利子等」に改める。

第八条の見出しを「(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)」に改め、同条第一項中「利子又は」を「利子、」に改め、「」の収益の分配の下に「又は社債的受益権(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この条、次条、第九条の四及び第三十七条の十五において同じ。)の剰余金の配当(所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同項第一号中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、「記録された」を「記録がされた」に、「記録されて」を「記録がされて」に改め、同項に次の一号を加える。

四 振替口座簿に記載又は記録がされた社債的受益権の剰余金の配当(第一号に規定する

改め、同条第六項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に、「記録されて」を「記録がされて」に改める。

第八条の二第一項第二号を次のように改める。

二 社債的受益権

第九条の六第二項中「利益の分配」の下に「(第五条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。)」を加え、「同項第二号」を「同法第六十四条第一項第二号」に改め、同条第四項中「利益の分配」の下に「(第五条の三第一項又は第三項後段の規定の適用を受けるものを除く。次項及び第六項において同じ。)」を加える。

第三十七条の十五第一項各号中「第八条の二第一項第二号に規定する」を削る。

第四十一条の十三第二項中「発行をする者の第五号の三第二項」を「第五条の三第二項に規定する発行者の同項」に改める。

第四十二条の二第一項第一号中「利子」を「第五条の三第一項に規定する利子等」に、「発行をする者若しくは当該発行をする者」を「発行者(同条第二項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。若しくは当該発行者に、「発行をする者」との」を「発行者との」に改める。

第六十二条の三第二項第一号ロ(3)中「第六十八条の三の二第一項第一号ロに掲げる要件に該当する」を「第六十八条の三の二第一項第一号ロ(1)若しくは(2)に掲げるもの又は同号ロ(3)若しくは(4)に掲げる」に改め、「除く。」の下に「該当するもの」を加える。

第六十七條の十四第一項第二号ハ中「同条第三項各号」を「同条第二項各号」に改める。

第六十七條の十七第二項中「利子」を「第五条の三第一項に規定する利子等」に、「発行をする者の第五号の三第二項」を「同条第二項に規定する発行者の同項」に改め、同条第十項中「第二項に規定する利子」を「第二項に規定する利子等」に改め、同条第十一項中「利子又は第二項に規

定する」を「第二項に規定する利子等又は」に改める。

第六十八條の三の二第一項中「次項から」を「以下」に改め、同項第一号ロ(1)中「による受益権」を「による社債的受益権(資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この号及び次号ロにおいて同じ。)」に、「同条第三項」を「金融商品取引法第二条第三項」に、「その受益権」を「その社債的受益権」に改め、同号ロ(2)を削り、同号ロ(3)中「受益権」を「社債的受益権」に改め、「をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロに次のように加える。

(3) その発行者が行つた受益権(社債的受益権を除く。以下この号において同じ。)の募集により受益権が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

(4) その発行者が行つた受益権の募集により受益権が機関投資家のみによつて引き受けられたもの

第六十八條の三の二第二項第二号イ中「に該当しない」を「ののうち政令で定めるものに該当するもの(前号ロ(1)又は(2)に該当する特定目的信託に係る受益権を除く。でない)」に改め、同号ロ中「定める金額」の下に「(当該受益権が社債的受益権に係る受益証券(資産の流動化に関する法律第二条第十五項に規定する受益証券をいう。)を発行している特定目的信託に係る受益託法人である場合には、当該金額から政令で定める金額を控除した金額)」を加える。

第八十三條の二第二項第一号ニ中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免稅)

第八十三條の三 資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託で次に

掲げる要件の全てを満たすものの原委託者（同法第二百二十四条に規定する原委託者をいい、当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）が、当該特定目的信託の信託財産に属する財産（同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等が、当該特定目的信託の効力が生じた時に当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであつて、当該原委託者に賃貸したものに限る。）を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻した場合に、当該財産の所有権の移転の登記又は登録については、財務省令で定めるところにより当該買戻し後一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一 当該特定目的信託に係る信託契約において、資産の流動化に関する法律第二百三十三条第一項第二号に規定する杜債的受益権（以下この条において「杜債的受益権」という。）の定めがあること及び当該杜債的受益権の元本の償還に関する事項として政令で定める事項を定めていること。

二 当該特定目的信託の杜債的受益権の受益証券が資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に発行されるものであること及び当該原委託者の信託した特定資産（資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。）が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める要件を満たすものであること。

三 当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き当該原委託者及び当該特定目的信託の杜債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第二十七条 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の三の第二項（第一号ロ及びハ並びに第二号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、特定目的信託（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号の二ホに掲げる特定目的信託をいう。以下この条において同じ。）に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人（新租税特別措置法第二条の二三項において準用する法人税法第四条の七第一号の規定により内国法人として新租税特別措置法の規定を適用するものに限る。）の第二号施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人（前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第二条の二三項において準用する法人税法第四条の七第一号の規定により内国法人として旧租税特別措置法の規定を適用したものに限る。）の第二号施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）
第二十八条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第六条の三第四号中「その信託契約に」を削り、「第二百三十三条第一項第四号」を「第二百三十三条第一項第二号」に、「に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権」を「に規定する杜債的受益権」に改める。
（登録免許税法の一部改正）
第二十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一第三十二号（中）又は外国公認会計士を「、外国公認会計士又は企業財務会計士」に改め、同号（イ）中（登録）を（登録の義務）に改め、同号（ニ）に次のように加える。

ハ 公認会計士法第三十四条の七十一第一項（登録の登録件数 一件につき三万円）
義務）の企業財務会計士の登録

別表第一第五十号中「に係る実務補習団体等」に係る実務研修修団体に改め、同号（一）中「有限責任監査法人の登録」を（登録）の有限責任監査法人に改め、同号（二）中「第十六条第一項（実務補習）の実務補習団体等」を「第十六条第二項（実務研修終了後の審査合格の確認）の実務研修団体に改める」。

（社会保険労務士法の一部改正）
第三十条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
第五十条第六号中「禁錮」を（禁錮）に改め、同条第九号中「公認会計士」の下に「若しくは企業財務会計士」を加える。
第十四条の七第一号中「公認会計士」の下に「、企業財務会計士」を加え、同条第三号中「すべて」を「全て」に改める。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）
第三十一条 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第四項第一号中「第三号の事業」の下に「並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの」を加え、同項第二号中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項」を「同法第十一条第三項」に改め、同項第三号中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同条第三項各号に掲げるもの」を加え、同項第四号中「第二号の事業の下に」並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、同項第五号中「第二号の事業の下に」並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第二項」を「同法第九十三条第二項」に改め、同項第五号中「第二号の事業」の下に「並びに同項第三号の事業のうち同条第二項各号に掲げるもの」を加える。
（政党助成法の一部改正）

第三十二条 政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。
第十九条第三項中「監査法人」の下に「（これらの者が行った同項に規定する監査の業務を補助した公認会計士及び企業財務会計士を含む。）」を、「第三十四条の二十九第四項」の下に「、第三十四条の七十三」を加え、「及び第三十四条の二十九第四項」を、「第三十四条の二十九第四項及び第三十四条の七十三」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）
第三十三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項第一号中「第三号の事業」の下に「並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの」を加え、同項第二号中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項」を「同法第十一条第三項」に改め、同項第三号中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同条第三項各号に掲げるもの」を加え、同項第四号中「第二号の事業の下に」並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第二項」を「同法第九十三条第二項」に改め、同項第五号中「第二号の事業」の下に「並びに同項第三号の事業のうち同条第二項各号に掲げるもの」を加える。
（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正）
第三十四条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第三号の事業」の下に「並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの」を加え、同条第三項中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項」を「同法第十一条第三項」に改

第三十六条 金融機能の強化のための特別措置に
関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)の一
部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第三号の事業」の下に「並
びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各

七項の規定に基づき特定資産の「」に改める。

第二百三十二条第十三項及び第十六項中「特定目的借入れを」「特定借入れ」に改め、同条第十九項中、「同条第一項第十八号中」「不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）」とあるのは「不動産」とを削

四十項第一号」を「第三十九項第一号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「〔第四十項〕を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「〔第四十項〕を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項から第四十九項までを一

項ずつ繰り上げる。

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十八条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二百八条中「第二百三十三条第四十項第一号(5)を」第二百三十三条第三十九項第一号(5)に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第三十九条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四十五号中「又は監査法人を」若しくは「監査法人又は企業財務会計士」に改める。

別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項中「若しくは第三十四条の五第一号」を「第三十四条の五第一号若しくは第三十四条の六十七第一号」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第四十条 第三号施行日が犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三号)の施行の前日である場合には、前条中「第二条第二項第四十五号」とあるのは「第二条第二項第四十二号」と、「別表」とあるのは「第四条第一項の表」とする。

2 前項に規定する場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律のうち犯罪による収益の移転防止に関する法律附則の次に別表を加える改正規定中「若しくは第三十四条の五第一号」とあるのは、「第三十四条の五第一号若しくは第三十四条の六十七第一号」とする。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第四十一条 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十三条の四後段」の下に「及び第二十条第七項」を加える。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 前条の規定による改正後の株式会社日本政策投資銀行法(以下この条において「新政策投資銀行法」という。)第十条第一項において準用する新銀行法第二十条第七項の規定は、第二号施行日以後に終了する事業年度に係る新政投銀法第十条第一項において準用する新銀行法第二十条第四項の規定による公告について適用する。

(金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち金融商品取引法目次の改正規定中「第百七十一条」を「第百七十一条の二」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第四十四条 金融庁設置法(平成十年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第四条第十八号中「監査法人」の下に「並びに企業財務会計士」を加える。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第四十七条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、英文開示の対象、銀行等の業務範囲及び特定融資枠契約の借主の範囲をそれぞれ拡大するとともに、投資運用業の規制を緩和するほか、公認会計士に関する制度を見直す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案

(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の五 審判手続等」第三十四条の四十一第三十四条の六十六「業財務会計士(第三十四条の六十七第三十四条の七十三)」に改める。

第三条中「二年」を「三年」に、「第十六条第一項に規定する実務補習を修了し同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者」を「第十六条第一項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する者であるとき」に改め、同条に次の各号を加える。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は同法第九十一条第二項の規定によりこれと同等以上の学力があると認められた者

第百九十三条の二第一項中「(次条)の下に」及び「第百九十三条の四」を加え、「及び次条」を「次条及び第百九十三条の四」に改める。

第百九十三条の三の次に次の一条を加える。

(会計の専門家の活用等)

第百九十三条の四 特定発行者は、公認会計士及び企業財務会計士その他の会計の専門家(次項において「会計の専門家」という。)の活用を通じて、経理に関する知識及び能力の維持向上を図り、この法律の規定により提出しなければならないとされる財務計算に関する書類その他財務に関する情報の適正性の確保に努めるものとする。

2 特定発行者は、内閣府令で定めるところにより、有価証券届出書及び有価証券報告書その他の政令で定める書類に、会計の専門家の活用に関する事項を記載しなければならない。

(公認会計士法の一部改正)

第四条 公認会計士法(昭和二十三年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

「第五章の五 審判手続等」第三十四条の四十一第三十四条の六十六「業財務会計士(第三十四条の六十七第三十四条の七十三)」に改める。

二 司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者

三 前二号のいずれかに該当する者と同等以上の一般的学力を有すると認められる者として政令で定める者

第四条第二号及び第三号中「禁錮」を「禁錮に改め、同条第六号及び第七号中「第三十一条の下に」(第三十四条の七十三)において読み替えて準用する場合を含む)を加える。

第八条第二項中「及び次条」を「次条第一項、第三項又は第四項」に、「(試験科目の全部について試験を免除された者を含む)」を「及び同条

第二項、第五項又は第六項の規定により短答式による試験の試験科目の全部について試験を免除されることとなつた者」に改める。

第九條第一項第一号中「昭和二十二年法律第二十六号」を削り、同条第三項中「二年」を「一年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、短答式による試験に合格した者が、第三十四条の七十第一項第一号に規定する政令で定める実務その他公認会計士となるために必要な知識及び技能の修得に資するものとして政令で定める実務（以下「対象実務」という。）に現に従事していると認められるものとして政令で定める要件に該当するときは、その申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して七年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までに行われる短答式による試験を免除する。

5 学校教育法第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、監査及び会計の専門家となるために必要な学識及び能力を培うことを目的とするものとして内閣府令で定めるもの（以下「会計専門職大学院」という。）の課程に在学する者であつて、短答式による試験の試験科目のうち企業法について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者が第二項第二号に規定する内閣府令で定める学位を授与されたときは、その申請により、その学位を授与された日から起算して一年を経過する日までに行われる短答式による試験において、企業法の科目についての試験を免除する。

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者であつて同項に規定する学位を授与された者が、対象実務に現に従事していると認められるものとして政令で定める要件に該当するときは、その申請により、その学位を授与さ

れた日から起算して七年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までに行われる短答式による試験において、企業法の科目についての試験を免除する。

第十條の見出しを「論文式による試験科目の一部免除等」に改め、同条第三項中「前二項を」第一項、第三項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「論文式による試験において、試験科目のうちの一部の科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者については」を「前項の通知を受けた者（次項において「科目合格者」という。）が、当該論文式による試験と同一の回の公認会計士試験において短答式による試験に合格した者（前条第一項の規定により短答式による試験を免除された者及び同条第二項、第五項又は第六項の規定により試験科目の全部について試験を免除されることとなつた者を含む。）であるときは」に、「二年」を「一年」に、「当該科目」を「試験」において、当該通知に係る科目」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、科目合格者が対象実務に現に従事していると認められるものとして政令で定める要件に該当するときは、その申請により、その者が合格した同項に規定する短答式による試験に係る合格発表の日（前条第一項の規定により短答式による試験を免除された者については第二項の通知が発せられた日とし、同条第二項、第五項又は第六項の規定により試験科目の全部について試験を免除されることとなつた者については同条第二項第二号に規定する内閣府令で定める学位を授与された日とする。）から起算して七年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までに行われる論文式による試験において、第二項の通知に係る科目についての試験を免除する。

2 公認会計士・監査審査会は、論文式による第十條第一項の次に次の一項を加える。

試験において試験科目のうち一部の科目について相当と認める成績を得た者に対し、その旨を通知するものとする。

第十四條中「この法律」を「この章」に改める。

第十五條第一項に次の一号を加える。

三 会計専門職大学院の修業年限の二分の一に相当する期間（商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第四十四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された場合に限るものとし、当該期間が一年を超える場合は一年とする。）

第十五條第二項中「この法律」を「前項」に、「について」を「に關し」に改める。

第十六條を次のように改める。

（実務研修終了後の審査合格の確認）

第十六條 内閣総理大臣は、公認会計士試験に合格した者が、実務研修（公認会計士となるために必要な実務能力を修得させるための研修をいう。以下この条において同じ。）を終了した後に、当該実務能力を修得したかどうかを判定するための審査（以下この条において「審査」という。）に合格したときは、第六項の規定による報告に基づき、その旨の確認をするとともに、当該確認をしたことを審査に合格した者に通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、実務研修の実施に関する基準（以下「実務研修基準」という。）及び審査の実施に関する基準（以下「審査基準」という。）を定め、実務研修を公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する団体（以下この条において「実務研修団体」という。）に、審査を日本公認会計士協会に、行わせるものとする。

3 実務研修団体にならうとする者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請をした者が実務研

修基準に適合した実務研修を行うに足りる能力を備えていると認めるときは、その認定を行うものとする。

5 実務研修団体は、実務研修基準に従い、公認会計士試験に合格した者に実務研修を受講させ、当該受講者が実務研修を終了したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該実務研修を終了した者（以下この項及び次項において「研修終了者」という。）の氏名その他研修終了者に関し内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告し、及び日本公認会計士協会に通知しなければならない。

6 日本公認会計士協会は、前項の規定による通知を受けたときは、審査基準に従い、当該通知に係る研修終了者について審査を実施し、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該審査の結果を内閣総理大臣に報告し、及び実務研修団体に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、実務研修団体が行う実務研修が実務研修基準に照らして適当でないことを認めるときは、当該実務研修団体に對し、必要な指示をすることができ、

8 内閣総理大臣は、実務研修団体が実務研修基準に適合した実務研修を行うに足りる能力を欠くに至つたと認めるとき、若しくは前項の規定による指示に従わないとき、又は実務研修団体から実務研修団体としての認定の取消しの申請があつたときは、第四項の規定による認定を取り消すことができる。

9 内閣総理大臣は、日本公認会計士協会が行う審査が審査基準に照らして適当でないことを認めるときは、日本公認会計士協会に對し、必要な指示をすることができ、

10 実務研修団体は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、実務研修の実施に関する報告書を作成し、内閣総理大臣及び日本公認会計士協会に提出しなければならない。

11 日本公認会計士協会は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、考査の実施に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

12 日本公認会計士協会が実務研修団体である場合における第五項、第六項及び第十項の規定の適用については、第五項中「報告し、及び日本公認会計士協会に通知しなければならない」とあるのは「報告しなければならない」と、第六項中「通知を受けた」とあるのは「報告を受けた」と、「当該通知」とあるのは「当該報告」と、「報告し、及び実務研修団体に通知しなければならない」とあるのは「報告しなければならない」と、第十項中「内閣総理大臣及び日本公認会計士協会」とあるのは「内閣総理大臣」とする。

13 前各項に定めるもののほか、実務研修及び考査の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第十七条中「この章の下に」(第十八条の二第三号を除く。)]を加える。

第十八条の二に次の一号を加える。

三 現に企業財務会計士として登録を受けている者

第十九条第三項中「第二十一条第二項を」(第二十一条第三項に改める。

第二十一条第一項第四号及び第三項を削り、同条第二項中「前項第四号」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、公認会計士の登録を抹消することができる。

一 公認会計士が心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

二 公認会計士が二年以上継続して所在不明であるとき。

第二十一条に次の一項を加える。

第一類第五号

財務金融委員会議録第十八号

平成二十三年五月十一日

4 第二項第一号の規定による登録の抹消については第十九条第四項並びに第十九条の二第一項及び第三項の規定を、第二項第二号の規定による登録の抹消については同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。

第二十二条中「第三十一条」に改める。

第三十四条の四第二項第一号中「第三十一条の下に」(第三十四条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)]を加える。

第三十四条の五第二号を次のように改める。

二 第三十六條第一項に規定する実務研修第三十四條の十の十第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第七号及び第八号中「第三十一条の下に」(第三十四条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)]を、「公認会計士」の下に「又は企業財務会計士を加える。

第三十四條の十三第二項中「第四十四條第一項第十二号」を「第四十四條第一項第十三号」に改める。

第三十四條の二十一第六項及び第三十四條の二十九第六項中「公認会計士」の下に「又は特定社員である企業財務会計士」を、「第三十一条」の下に「(第三十四條の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)]」を加える。

第三十四條の四十三第二項中「次項」を「以下この条に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定職員は、第三十條第一項若しくは第二項又は第三十四條の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定する事実、法令の適用並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎について変更(内閣府令で定める範囲のものに限る。)の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第三十四條の五十五中「第九十九條、第一百一條から第一百三條まで、第一百五條、第一百六條、第一百七條第一項、第二号及び第三号を除く。)]及び

第三項、第八百八條並びに第九百九條を「第九十九條及び第一百一條から第九百九條まで」に、「とあり、及び」を「とあるのは」(金融庁の職員」と、同法第四百四條第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは「被審人又はその代理人」と、「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」とに改め、「職員」との下に「同項第三号中「訴訟記録」とあるのは「事件記録」を加える。

第三十四條の五十八に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができる。

第五章の五の次に次の一章を加える。

第五節の六 企業財務会計士

第三十四條の六十七 企業財務会計士は、企業財務会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、業として第二條第二項の業務を営むことができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

2 企業財務会計士は、前項に規定する業務のほか、企業財務会計士の名称を用いて、第二條第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助することができる。

(資格)
第三十四條の六十八 公認会計士試験に合格した者であつて、第三十四條の七十第一項に規定する実務従事等の期間が二年以上である者は、企業財務会計士となる資格を有する。

(欠格条項)
第三十四條の六十九 第四條各号のいずれかに該当する者は、企業財務会計士となることができない。

(実務従事等)
第三十四條の七十 実務従事等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問わず、次に掲げる期間を通過した期間とする。

一 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間

二 第二条第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助した期間

三 会計専門職大学院の修業年限に相当する期間(商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第四百四條第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された場合に限る。)

2 前項に定めるもののほか、実務従事等に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

(登録の義務)
第三十四條の七十一 企業財務会計士となる資格を有する者が、企業財務会計士となるには、企業財務会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録(次条において単に「登録」という。)]を受けなければならない。

2 前項の登録については、第十八條から第二十二條までの規定を準用する。この場合において、第十八條中「公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿」とあるのは「企業財務会計士名簿」と、第十八條の二第三号中「企業財務会計士」とあるのは「公認会計士」と、第十九條の二第一項中「前条第三項」とあるのは「第三十四條の七十一第二項において準用する前条第三項」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「第三十四條の七十一第二項において準用する前条第一項」と、第二十一條の二中「公認会計士又は外国公認会計士」とあるのは「企業財務会計士」と、第二十一條の三中「公認会計士又は外国公認会計士」とあるのは「企業財務会計士」と、第二十一條第一号第一号「企業財務会計士」と、第二十一條第一号第一号「企業財務会計士」と、第二十一條第一号第一号「企業財務会計士」とあるのは「第三十四條の七十一第二項において準用する第二十一條第一項第一

号の規定による」と、第二十二条中「公認会計士名簿」とあるのは「企業財務会計士名簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（懲戒の種類）

第三十四条の七十二 企業財務会計士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
 - 二 二年以内の業務の停止
 - 三 登録の抹消
- （公認会計士の義務及び責任に関する規定の準用）

第三十四条の七十三 第二十六条から第二十八条まで、第二十八条の三、第三十一条及び第三十二条から第三十四条の二までの規定は、企業財務会計士について準用する。この場合において、第二十八条の三中「第二条第一項又は第二項とあるのは第三十四条の六十七第一項と、第三十一条第一項中「第三十四条の二」とあるのは第三十四条の七十三において準用する第三十四条の二」と、「第二十九条各号」とあるのは「第三十四条の七十一各号」と、同条第二項中「第二十九条第一号又は第二号とあるのは第三十四条の七十二第一号又は第二号と、第三十二条第一項及び第三項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、「第二十九条第一号又は第二号」とあるのは「第三十四条の七十二第一号又は第二号」と、同条第五項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、第三十三条第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する前条第二項」と、第三十四条第一項中「前条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する前条」と、同条第二項中「懲戒処分若しくは

第三十四条の五十三第一項から第三項までの規定による決定がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定若しくは同条第六項の規定による決定とあるのは懲戒処分がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定」と、同条第三項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、第三十四条の二中「若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は公認会計士が行う第二条第一項の業務が著しく不当と認められる場合において、当該公認会計士が行う同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認められるとき」とあるのは「又はこの法律に基づく命令に違反したとき」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条第二項第一号中「及び外国公認会計士」を「外国公認会計士及び企業財務会計士」に改める。

第四十条第二項中「決するを」決し、可否同数のときは会長の決するところによるに改める。

第四十三条第二項中「並びに公認会計士」の下に「企業財務会計士」を、「登録」の下に「並びに公認会計士となるために必要な実務能力の養成及び判定」を加える。

第四十四条第一項第三号中「種別」の下に「公認会計士及び監査法人並びに企業財務会計士の種別をいう。」を加え、同項第七号中「公認会計士」の下に「企業財務会計士」を加え、同項第十一号を次のように改める。

十一 協会が第十六条第二項に規定する実務研修団体である場合に於ては、同条第一項に規定する実務研修に関する規定
第四十四条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「会員」の下に「企業財務会計士である者を除く。」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

加える。

十二 第十六条第一項に規定する審査に関する規定

第四十六条の二中「公認会計士及び監査法人」の下に「並びに企業財務会計士」を、「公認会計士」の下に「又は企業財務会計士」を加える。

第四十六条の九中「公認会計士」の下に「又は企業財務会計士」を加える。

第四十六条の九の二第二項中「会員」の下に「（企業財務会計士である者を除く。）」を加える。

第四十六条の十第一項中「第三十条、第三十一条」の下に「第三十四条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。」を加える。

第四十六条の十一第二項中「第十九条第三項」の下に「（第三十四条の七十一第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第二十一条第一項第四号」を「第二十一条第二項第三十四条の七十一第二項において準用する場合を含む。」に改める。

第四十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 企業財務会計士でない者は、企業財務会計士の名称又は企業財務会計士と誤認させるような名称を使用してはならない。

第四十九条の二中「外国公認会計士」の下に「企業財務会計士」を加える。

第四十九条の三の見出しを「報告徴収及び立入検査」に改め、同条第一項中「公認会計士」を「公認会計士」に改め、「対し」の下に「第三十四条の六十七の業務に関し企業財務会計士に対し、それぞれ」を加える。

第五十一条中「外国公認会計士」の下に「企業財務会計士」を加える。

第五十二条第一項中「第十六条の二第六項」の下に「及び第三十四条の七十三」を加える。

第五十三条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第四十八条第二項の規定に違反した者
第五十三条第二項中「規定を」の下に「適用せず、同条第四号に該当する者については、同項第五号の規定を加える。」

第五十三条の四中「第五号」を「第六号」に改める。

第五十四条に次の一号を加える。

四 企業財務会計士となる資格を有する者（第四条各号のいずれかに該当する者を除く。）で第四十八条第二項の規定に違反したもの

第五十五条中「及び第三十四条の二十九第四項」を「第三十四条の二十九第四項及び第三十四条の七十三」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第六条（略）

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第七条（略）

（信用金庫法の一部改正）

第八条（略）

（長期信用銀行法の一部改正）

第九条（略）

（労働金庫法の一部改正）

第十條（略）

（銀行法の一部改正）

第十一條（略）

（保険業法の一部改正）

第十二條（略）

（資産の流動化に関する法律の一部改正）
第十三條（略）
（特定融資枠契約に関する法律の一部改正）

(農林中央金庫法の一部改正)

附則

(施行期日)

一 第一条中金融商品取引法第百九十七条の二

六 第七條中「投資信託及び投資法人に関する法律」

二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定、

第二項の改正規定、^六第七条中投資信託及び投

第一類第五号 財務金融委員会議録第十八号

条の二十八の改正規定、第十二条中保険業法

定、第十三条の規定並びに附則第八条、第十

二十五
三十七條、第三十八條及び第四十一條から第

三 第一条中金融商品取引法第百九十三条の二

条、第二十五条、第二十九条、第三十条、第

九条 新金融商品取引法第百九十三条の四第二

る有価証券報告書について適用する。

九
下条
(略)

成二十三年五月十一日

第十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の

第三條各号の規定により公認会計士となる資格

2 第三号施行日前に第四条の規定による改正前

の際現に旧公認会計士法第九条第三項に規定す

2 附則第一 条第三号に掲げる規定の施行の際現

項まで及び第十条第二項から第五項までの規定

第十五条 附則第一 条第二号に掲げる規定の施行

2 第三号施行日以後に前項の規定によりなおそ

3 第三号施行日前に旧公認会計士法第十六条第

平成十五年公認会計士法改正法第二条の規定

第十六条 新公認會計士法第二十一条第二項第二

同組合法(以下この条において「新水協法」とい

は所水協法第九十三条第一項第三号の事業の

三九

については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に特定リース事業を行っている漁業協同組合又は水産加工業協同組合の当該特定リース事業に係る会計については、新水協法第十一条の十四(新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日から起算して二年を経過する日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第十一条の規定による改正後の銀行法(次項及び附則第四十二條において「新銀行法」という。)第二十條第七項の規定は、第二号施行日以後に終了する事業年度に係る同条第四項の規定による公告について適用する。

2 新銀行法第五十二條の二十八第六項の規定は、第二号施行日以後に終了する事業年度に係る同条第三項の規定による公告について適用する。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第二号施行日前に第十二條の規定による改正前の保険業法第九十八條第二項の認可を受けている業務であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第十二條の規定による改正後の保険業法第九十八條第二項ただし書の規定により届け出ることをもって足りることとされているものについては、第二号施行日において同項ただし書の規定による届出があつたものとみなす。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第十三條の規定による改正後の資産の流動化に関する法律(次項において「新資産流動化法」という。)第四十條第一項の規定は、第二

号施行日以後に優先出資を引き受ける者の募集を決定する場合について適用し、第二号施行日前に優先出資を引き受ける者の募集を決定した場合については、なお従前の例による。

2 新資産流動化法第二百二十二條第一項の規定は、第二号施行日以後に特定社債を引き受ける者の募集を決定する場合について適用し、第二号施行日前に特定社債を引き受ける者の募集を決定した場合については、なお従前の例による。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第十四條の規定による改正後の特定融資枠契約に関する法律の規定は、この法律の施行後に締結される特定融資枠契約について適用する。

(政治資金規正法の一部改正)

第二十二條 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四號)の一部を次のように改正する。

第十九條の十三第六項中「である公認会計士」の下に「(登録政治資金監査人が行つた第一項の政治資金監査の業務を補助した公認会計士及び企業財務会計士を含む。)」を、「(同法)の下に「第三十四條の七十三及び」を、「又は第三項及び「第三十三條」の下に「(同法第三十四條の七十三において準用する場合を含む。)」を加える。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第二十三條 (略)

(地方税法の一部改正)

第二十四條 (略)

(税理士法の一部改正)

第二十五條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七號)の一部を次のように改正する。

第四條第九号中「公認会計士の」を「公認会計士若しくは企業財務会計士の」に改める。

第二十四條第一号及び第四十三條中「公認会計士」の下に「企業財務会計士」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十六條 (略)

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 (略)

(所得税法の一部改正)

ハ 公認会計士法第三十四條の七十一第一項(登録の義務)の企業財務会計士の登録

別表第一第五十号中「に係る実務補習団体等」を「に係る実務研修団体に改め、同号(一)中「(有限責任監査法人の登録)」を「(登録)の有限責任監査法人」に改め、同号(二)中「第十六條第一項(実務補習)の実務補習団体等」を「第十六條第二項(実務研修終了後の審査合格の確認)の実務研修団体に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三十條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九號)の一部を次のように改正する。

第五條第六号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第九号中「公認会計士」の下に「若しくは企業財務会計士」を加える。

第十四條の七第一号中「公認会計士」の下に「企業財務会計士」を加え、同条第三号中「すべて」を「全て」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第三十一條 (略)

(政党助成法の一部改正)

第三十二條 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項中「監査法人」の下に「(これらの者が行つた同項に規定する監査の業務を補助した公認会計士及び企業財務会計士を含む。)」を、「第三十四條の二十九第四項」の下に「第三十四條の七十三」を加え、「及び第三十

第二十八條 (略)

(登録免許税法の一部改正)

第二十九條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五號)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(一)中「又は外国公認会計士」を、「外国公認会計士又は企業財務会計士」に改め、同号(一)中「(登録)」を「(登録の義務)」に改め、同号(一)に次のように加える。

四條の二十九第四項を、「第三十四條の二十九第四項及び第三十四條の七十三」に改める。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第三十三條 (略)

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

第三十四條 (略)

(公認会計士法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五條 公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

附則第三十條第一項中「第二條の規定による改正後の」を削り、「同法第八條第二項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「第二條の規定による改正後の」を削り、「二年」を「三年」に改め、「に規定する実務補習を修了し、同条第七項を削る。

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正)

第三十六條 (略)

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十七條 (略) (証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正) 第三十八條 (略) (犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正) 第三十九條 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。 第二条第二項第四十五号中「又は監査法人」を「若しくは監査法人又は企業財務会計士」に改める。 別表第一条第二項第四十五号に掲げる者の項中「若しくは第三十四条の五第一号」を、「第三十四条の五第一号若しくは第三十四条の六十七第一項」に改める。 (犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正に伴う調整規定) 第四十條 第三号施行日が犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日前である場合には、前条中「第二条第二項第四十五号」とあるのは「第一条第二項第四十二号」と、「別表」とあるのは「第四条第一項の表」とする。 2 前項に規定する場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律のうち犯罪による収益の移転防止に関する法律附則の次に別表を加える改正規定中「若しくは第三十四条の五第一号」とあるのは、「第三十四条の五第一号若しくは第三十四条の六十七第一項」とする。 (株式会社日本政策投資銀行法の一部改正) 第四十一條 (略) (株式会社日本政策投資銀行法の一部改正に伴う経過措置) 第四十二條 (略)	(金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部改正) 第四十三條 (略) (金融庁設置法の一部改正) 第四十四條 金融庁設置法(平成十年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。 第四条第十八号中「監査法人」の下に「並びに企業財務会計士」を加える。 (罰則の適用に関する経過措置) 第四十五條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定)にあっては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第四十六條 (略) (検討) 第四十七條 (略)		
第一類第五号 財務金融委員会議録第十八号			

